

344-5

明治四十五年五月一日



臺灣一覽

臺灣日日新報社



臺灣日日新報社寄贈本



臺灣一覽目次

第一章	土地	一頁
第二章	林野	四
第三章	地方行政區劃 附行政機關	八
第四章	氣象	二
第五章	戶口	三
第六章	教育	一七
第七章	社寺	一八
第八章	裁判	二〇
第九章	警察	二三
第十章	蕃務	二七
第十一章	監獄	三三
第十二章	農產 附移民	三四
第十三章	畜產	三七
第十四章	水產	三八
第十五章	鑛產	三九
第十六章	工業	四一

第十七章	電氣	四八
第十八章	金融	五一
第十九章	貿易	五五
第二十章	鐵道	五九
第二十一章	道路	六三
第二十二章	郵便	六四
第二十三章	電信	七〇
第二十四章	電話	七三
第二十五章	築港	七五
第二十六章	財政	七六
第二十七章	衛生	八二
第二十八章	專賣	八五
第二十九章	市區改正	九〇

本島重要史 九二

臺灣一覽

第一章 土地

(一) 地勢 臺灣は臺灣本島及澎湖列島並之に附屬せる島嶼より成り北緯二二度四五分に起り二五度三八分に終り東經一一九度一八分より一二二度六分に達す周圍三九八里面積二、三三三万里を數へ其の面積殆ど九州と等し、經緯度の極點及周圍面積を表示すれば左の如し

土地	種別	方位	地名	極度
臺灣	經度の極點	北	臺北縣北極	北緯二二度四分
臺灣	緯度の極點	東	臺南市東極	東經一二二度六分
澎湖列島	經度の極點	北	澎湖縣北極	北緯二二度四分
澎湖列島	緯度の極點	東	澎湖縣東極	東經一二二度六分

經度は英國緯度を以て基點とせる東經にして緯度は北緯なり

周圍及面積

土地	屬島數	本島	屬島	計	面積	周圍	計
臺灣	二	一	一	二	二,333,000	398	2,333,000
澎湖列島	九	一	八	十	1,000,000	100	1,000,000
計	十一	二	九	十一	3,333,000	498	3,333,000

(1)

地形東西に狭く南北に長し一帯の脊梁山脈本島の中央を南北に連貫して東西の分水嶺を爲し河溪の流路凡て長からず其の二十里以上を流る、河川は烏溪、大安溪、卑南溪、曾文溪、淡水河、大甲溪、下淡水溪、濁水溪なり就中濁水溪の流路最長くして三十九里に及ぶ溪流は概ね水源近く其の勾配急激なり山嶽の高きは新高山、秀姑巒山、シルピヤ山、南湖大山、東郡大山、奇萊大山、合歡山、能高山等にして皆一萬尺以上なり新高山其の最高を占め海拔一三、〇七五尺の高きに達す、西半部の平地は廣く拓けて地味概して滋厚中央を縦断せる高峻なる深山には千古未だ斧斤の入らざる森林深く鎖せり

(二) 使用地面積 最近の調査に係る使用地面積は八〇九、九六二甲(一甲は九段七畝二十四步)にして内
有租地六六八、一八四甲無租地一四一、七七八甲其の他荒地免租年期地九〇五甲開墾免租年期地四四三甲なり
有租地無租地の種別面積左の如し(明治四十四年一月一日)

種別	有租地		無租地		計
	面積	種別	面積	種別	
田	三三、四六六	其	六、三三三	他	三九、八〇〇
畑	三三、三三三	計	八、五五五		四一、八八八
養魚池	三三、三三三		一、二二二		三四、五五五
計	九九、一三二		一六、一三三		一一五、二六五

(三) 埤圳 埤圳とは田園灌溉の爲に設けられたる水路溜池等を指稱するものにして農業を以て經濟の基礎となし殊に米作本位を探り來れる本島に在りては埤圳の設備經營は實に重要事項に屬す領臺前に於ける埤圳の起原を尋ぬるに稀れには官府の企畫に係るものなきに非るも概して民設に係り或は灌溉田園主の共同開設に成るものあり或は灌溉を爲すと共に灌溉田園より水租を徴収する目的を以て營利的に一人若くは數人の企業に係るものあり其の灌溉面積の廣きものに至りては萬甲を超え本島米作一年の收穫領臺當時に於て四百萬石に近かりしは偏に埤圳の惠澤に歸すべしと雖其の施設經營は單純姑息を免かれず社會進歩の機會に伴ひ産業發展の趨勢に應せしめんとせば之を在來の儘に一任すべからざるを以て明治三十四年臺灣公共埤圳規則の

發布あり公共の利害に重大の關係ある埤圳は廳長の認定に因り公共埤圳として監督せらるることとなり此の規則に依り認定せる埤圳は三十四年に於て二一其の灌溉面積一八、〇三八甲なりしが年と共に其の數を加へ四十四年三月末の調査に依れば埤圳一七六灌溉面積一五五、四二〇甲に達し其他認定以外に置かる、埤圳の數は二一、三九二灌溉面積七四、四九六甲あり之を各應別に表示すれば左の如し

種別	公共埤圳		認定外埤圳		計
	埤圳數	灌溉面積	埤圳數	灌溉面積	
南	七	三、三三三	一	一、二二二	八
新	一五	五、五五五	二	二、三三三	一七
桃	七	二、二二二	一	一、一〇〇	八
宜	一〇	四、四四四	三	三、三三三	一三
北	五	一、六六六	二	二、二二二	七
計	四四	一六、八八八	九	九、二二二	五三

斯くて近時産業發展の機運に伴ひ灌溉施設の改良益々緊切を加へ埤圳の新設改良を企畫するもの少からず政府も其の工事の難易關係人民資力の厚薄等を斟酌し工費の幾分を補助し來れり然れども尙ほ時代に適應する大規模の計畫は之に要する費額も亦多く資力十分ならざる公共埤圳又は農民箇々の經營に委するも到底十分の目的を達し難きものあり是に於て政府の灌溉事業に於ける單に保護監督を爲すに止まらず自ら進んで之が施設經營に任せざるべからざる必要を認め明治四十一年度新に官設埤圳の制を設け同年度より五十六年度に互り三千萬圓の繼續費を以て水利事業を經營することとなり即ち全島を通じ官設埤圳として起さるもの十箇所、其の中十二埤圳は直接河溪の流水を引用し他の二埤圳は溪流を堰き留め降雨期に於ける雨水を貯溜し旱燥期に於ける灌溉用に供することとし又本工事に附帶して水路の落差を利用して水力電氣を起し重なる市街地の燈用及工業用に充つるの計畫にして其の灌溉面積一一八、〇〇〇甲電力一萬七百五十馬力を得るの豫定なり若夫れ工事完成の曉は十一萬八千餘甲の田地悉く一年二回の米作をなし得るものとす

(4) 官設埤圳として現に經營せられつゝあるものは臺中廳の刺仔埤圳及后里圳阿嶺廳の獅仔頭なり后里圳と獅仔頭圳は電氣事業をも伴ひ后里圳の水力電氣は臺中及彰化に供給せられ獅仔頭圳の水力電氣は打狗臺南に供給せられつゝあり最近の調査に依れる前記三官設埤圳の灌溉甲數は刺仔埤圳三、八九三甲獅仔頭圳四、三五三甲后里圳三、〇四六甲(豫定)なり

第二章 林野

(一) 林野面積 本島の林野は實測未了の部分多く未だ其の面積の確數を知るを得ずと雖本島の總面積より田園其他林野以外の面積を除去し概算したるもの左の如し(但し道路川敷等をも含む)

林野總面積

內、詳

一、行政區域內

保安林 二、三、三四

供用林 一、〇九三、二〇四

小計 一、一六、四三八

二、蕃地區域內

林業著手地 四五二、六五五

林業未著手地 一、三五八、〇一六

小計 一、八〇一、六七一

更に之を日本本土、樺太、朝鮮の林野に比較すれば次の如し

種別	林野面積	全面積	林野面積に對する割合	種別	林野面積	全面積	林野面積に對する割合
朝鮮	14,700,000	10,700,000	136.46%	計	1,801,671	6,666,444	27.03%
樺太	3,270,000	3,270,000	100.00%	日本本土	3,723,230	8,520,180	43.70%
臺灣	2,270,000	2,270,000	100.00%				

此くの如く本島林野面積は河川區域を包含すと雖其の陸地の大部は林野を以て占め而かも其の割合は樺太を除き朝鮮及日本本土に勝ることを知るべし

(二) 林野の分布 本島の南半は熱帶圈にして北半は暖帶圈なりと雖黑湖の大暖流は全島の氣温を高め此の兩部をして殆ど同一の森林帶たらしめ水平的森林帶上よりせば全島を通じ熱帶林と稱するを得べし然れども森林帶なるものは主として氣候の變化に依り支配せらるゝものなれば山の高くに上るに従ひ自然植物繁殖の態様を異にす而して本島森林帶の變化は専ら垂直的に著しき關係を有せり

帶別	區域	熱帶林	暖帶林	溫帶林	寒帶林
南	部	二千尺以下	二千尺乃至五千五百尺	五千五百尺乃至一萬尺	一萬尺以上
中	部	千五百尺以下	千五百尺乃至六千尺	六千尺乃至一萬尺	一萬尺以上
北	部	千尺以下	千尺乃至五千尺	五千尺乃至一萬尺	一萬尺以上

是等森林植物帶と其の面積の割合を示せば左の如し

帶別	面積	對する割合	對する割合	帶別	面積	對する割合	對する割合
熱帶林	1,030,000	0.57%	對する割合	溫帶林	1,740,000	0.09%	對する割合
暖帶林	1,240,000	0.07%	對する割合	寒帶林	2,270,000	0.01%	對する割合

斯く本島は熱帶林及暖帶林の二帶大部を占め各帶共に林業上の價值頗る大なり

(三) 林野經營 當局者は本島林野の開發に關し臺灣官有林野豫約賣渡規則、官有財產管理規則、糖業獎勵規則、臺灣森林原野及產物特別處分令、臺灣樟樹造林獎勵規則等を制定し著々拓殖の實を擧げつゝあり 以上の規則に依りて許可したる土地は次表の如し

臺灣官有林野豫約賣渡規則に依るもの
自明治二十九年
至同四十四年十二月末日

許	可	功	返	地	取	消	現	果
件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數
八三	六八六六〇〇	三三	四六四一〇〇	三〇	一七九四六八	六	五八七二七	三〇
計	計	計	計	計	計	計	計	計
三〇	一〇〇六七三三	一	一七五三〇	一	一〇	一	八三六三〇	一〇

有官財產管理規則に依るもの
自明治三十九年
至同四十四年十二月末日

許	可	功	返	地	取	消	現
件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
三三	五三三〇三三	三	五七〇〇	三	五三三〇	三	五三三〇
計	計	計	計	計	計	計	計
三三	五三三〇三三	三	五七〇〇	三	五三三〇	三	五三三〇

糖業獎勵規則に依るもの
自明治三十五年
至同四十四年十二月末日

許	可	功	返	地	取	消	現
件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
〇	一〇〇六七三三	一	一七五三〇	一	一〇	一	八三六三〇
計	計	計	計	計	計	計	計
〇	一〇〇六七三三	一	一七五三〇	一	一〇	一	八三六三〇

臺灣森林原野及產物特別處分令に依るもの
自明治三十一年
至同四十四年十二月末日

許	可	功	返	地	取	消	現
件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
一三	五三三〇三三	一〇	一〇七五三〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	計	計	計	計	計	計	計
一三	五三三〇三三	一〇	一〇七五三〇	一〇	一〇	一〇	一〇

臺灣樟樹造林獎勵規則に依るもの
自明治四十年
至同四十四年十二月末日

許	可	功	返	地	取	消	現
件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
二	三三三〇三三	一	一〇七五三〇	一	一〇	一	一〇
計	計	計	計	計	計	計	計
二	三三三〇三三	一	一〇七五三〇	一	一〇	一	一〇

(四) 造林 (イ) 官行造林 明治三十三年度殖産局に於て樟樹造林の實行に着手せしより今日に至る迄官行造林を行ふもの三、〇二七町餘其他三十八年以來臺中廳宜蘭廳に於て葉製樟腦林作業を爲せしもの一、三九

一町餘に達せり即ち左の如し

年次	香林作業	葉製樟腦林作業	計	備考
明治三十三年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十四年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十五年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十六年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十七年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十八年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
同三十九年	一〇〇	一〇〇	二〇〇	
計	七〇〇	七〇〇	一四〇〇	

樟樹以外の官行造林の種別面積は左の如し

年次	種別	面積	備考
自三十四年度	水源油養林	一〇〇	
自三十五年度	水源油養林	一〇〇	
自三十六年度	水源油養林	一〇〇	
自三十七年度	水源油養林	一〇〇	
計	計	四〇〇	

(ロ) 民行造林 臺灣樟樹造林獎勵規則及施行規則に依り樟樹造林の爲官有地無償貸付を出願し樟樹植付を了したるもの、面積を掲ぐれば左の如し

年次	面積	備考
明治三十九年	一〇〇	
同四十年	一〇〇	
同四十一年	一〇〇	
同四十二年	一〇〇	
計	四〇〇	

(五) 林産物處分 明治三十六年以來官有森林原野及産物特別處分令並官有森林原野産物賣渡規則に依り處分したるものを擧ぐれば左の如し

年次	主産物	副産物	計	年次	主産物	副産物	計
明治三十六年	六六三	五〇四	一一六七	同 四十一年	〇七七	八〇三	八八〇
同 三十七年	二二五	三三三	五五八	同 四十二年	一〇三	七二六	八二九
同 三十八年	一〇七	三三三	四四〇	同 四十三年	一三〇	八二五	九五五
同 三十九年	二二五	六七四	八九九	同 四十四年	五〇七	六三三	一一四〇
同 四十年	一三三	八〇三	九三六	計	一〇七	八〇三	九一〇

(六) 森林試験及林野整理 本島は敍上の如く熱帯より寒帯までの各地帯を有するを以て當局は内外國産有用植物の移植、造林及森林保護並利用、種苗改良等に關する事項を研究せんが爲林業試験場を臺北に其の支場を嘉義及阿緞に設置せり又林野整理事業は四十三年度以降全島中急施を要する臺東、花蓮港、南投、臺中各廳の調査に着手し四十五年度始め豫定の通り查了し引き續き爾餘の各廳も亦其の地籍を明にする必要あるより四十五年度に於て之が經費三六一、七七八圓を既定總額二二〇、〇〇〇圓に追加し四十七年度に結了する豫定なり要するに天恵無比なる本島の林業は永く現状に停滯するを許さず其の將來實に有望圖るべからざるものあり

第三章 地方行政區劃 (附行政機關)

地方行政區劃は二十八年以來八次の變遷を経て今日に至れり現在の區劃は四十二年十月の改正にして全島を臺北廳、宜蘭廳、桃園廳、新竹廳、臺中廳、南投廳、嘉義廳、臺南廳、阿緞廳、臺東廳、花蓮港廳、澎湖廳の十二廳に分ち各廳に廳長(奏任一人)屬、警部、技手、通譯、警部補等の職員を置く如上職員の外俸給豫算定額内に於て各廳を通じて事務官十五人警視十一人及技師十二人(事務官警視及技師は奏任)を置く事

を得と定め廳判任官は各廳を通じて專任千五百人を以て定員と爲す又廳長は廳の事務を分掌せしむる爲臺灣總督の認可を経て支廳を置くことを得支廳長は事務官、警視、屬又は技手を以て之に充つるの制度なり支廳の下に街庄社と稱する行政區劃あり内地の市町村に對するものにして較、小なり街庄行政に關して三十年勅令を以て街庄社に長を置き一定の事務費を給し地方長官の指揮命令を受け部内の行政事務を補助執行せしめたりしが時勢の進運に伴ひ改正の必要を認め四十二年九月現行の街庄社區長制度を定め區長事務費、區書記手當の區分を明かにし區長、書記を判任待遇と爲し尋で吏員採用の資格を限定すると共に區長職務規程を改定し又當初地方長官の權限内に在りし區の名稱及其の區域内の街庄社名區長役場の位置は臺灣總督之を定むることに改め更に律令を以て保甲條例を改正し保甲役員に區長の事務を補助執行すべき事項を定め就も四十三年二月より實施し下級行政機關の一大改革を行ひたり廳の位置管轄區域及支廳所在地等を掲ぐれば次表の如し

廳の位置

廳	所在地	東經	北緯	廳	所在地	東經	北緯
臺北	大加納街北城內	一二三・三三	二五・〇三	嘉義	嘉義西榮嘉街	一二三・三三	二五・〇三
宜蘭	本城宜蘭街	一二三・三三	二五・〇三	臺南	臺南南	一二三・三三	二五・〇三
桃園	桃園街	一二三・三三	二五・〇三	阿緞	阿緞街	一二三・三三	二五・〇三
新竹	竹北一堡新竹街	一二三・三三	二五・〇三	臺東	臺東南	一二三・三三	二五・〇三
中投	藍興堡中街	一二三・三三	二五・〇三	花蓮	花蓮港	一二三・三三	二五・〇三
南投	南投堡南街	一二三・三三	二五・〇三	澎湖	澎湖宮街	一二三・三三	二五・〇三

廳の廣表

東四里程	南北里程	東四里程	南北里程
------	------	------	------

四八八本島人三、二二八、三三九人外國人一四、八四〇人にして本島人中の生番戸數二一、九七四戸人口二二、一〇六人は行政區域外の蕃地に居住す而して行政區域内に於ける本島人口の増加率は年々人口百に付き一人内外にして最近五年間に於ける最多は四十三年の一五七%最少は四十一年の〇七五%とす明治四十三年末各廳別人口及蕃社の戸口左表の如し

各廳別人口 (行政區域内)

廳	男		女		計	種族	社數	戸數	男	女	計
	數	計	數	計							
宜 宜	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000
南 南
新 新
北 北
計

明治四十三年末

備考 蕃地に在る蕃人は之を算入せず

蕃社戸口の二 (種族別)

種族	社數		戸數		種族	社數	戸數	男	女	計
	數	計	數	計						
南 南
北 北
計

明治四十三年末

蕃社戸口の二 (種族別)

明治四十三年末

種族	社數		戸數		種族	社數	戸數	男	女	計
	數	計	數	計						
...
...
計

(二) 人口の疎密 本島の全面積は二、三三二方里にして其の大き略、母國の九州に等し今明治四十三年末本島現在人口三、三四一、二一七人を之に算當すれば一方里の平均人口一、四三三人にして其の密度は略、母國の東北地方に等し若夫行政區域に屬する面積一、二四〇方里に對する行政區域内の現在人口三、二一九、一一一人を以て算當せんか一方里の平均人口二、五九五人にして其の密度亦略、九州に等し更に之を地方に依りて區別すれば澎湖廳は最密にして臺北廳、臺中廳、臺南廳順次之に次ぎ臺東廳及花蓮港廳即ち東海岸一帶の地方は最も疎なり明治四十三年末に於ける各廳の人口密度(一方里に付人口)は臺北四、四三八人宜蘭二、八九二人桃園三、二九三人新竹二、八二三人臺中三、七〇四人南投一、三七〇人嘉義二、四九三人臺南三、五四三人阿緞一、七〇三人臺東三、三九人花蓮港三、二一人澎湖六、七三九人なり

(三) 人口一萬以上の市街 本島の市街地に於ける人口の密度は甚だ密なりと云ふべからざるも總督府の所在地たる臺北は城内、艋舺、大稻埕の三市街より成り人口約十萬を有し金澤市に略、同じ今や市區改正の半にあるも各般の設備殆ど間然する所なく母國に在りても多く其の比を見ず又南部の臺南市は和蘭人占據時代より久しく本島の首府として發達したる所にして人口約六萬を有し母國の新潟市、徳島市の人口と伯仲し且歴史的舊跡又は大建築物に乏しからず殊に近時製糖業の勃興は將來益々同市を繁榮ならしむるの傾向なり

沿四十二年未に於ける人口一萬以上を有する市街地を多きものより順次表記すれば左の如し

地名	男		女		計	地名	男		女		計
	男	女	男	女			男	女	男	女	
大船場	17,177	13,743	30,920	東	15,811	14,641	30,452	新	17,177	13,743	30,920
北船場	11,747	9,354	21,101	打	11,747	9,354	21,101	北	11,747	9,354	21,101
計	28,924	23,097	52,021	計	28,924	23,097	52,021	計	28,924	23,097	52,021
南	12,333	10,624	22,957	港	12,333	10,624	22,957	南	12,333	10,624	22,957
東	9,084	7,891	16,975	中	9,084	7,891	16,975	東	9,084	7,891	16,975
竹	8,081	7,101	15,182	港	8,081	7,101	15,182	竹	8,081	7,101	15,182
計	8,081	7,101	15,182	計	8,081	7,101	15,182	計	8,081	7,101	15,182

(四) 人口の異動 明治四十三年中に於ける人口の異動は生産一三五、二九七人産兒七人、轉入六六、二九九人死亡九〇、〇一五人轉出六〇、九九六人死産五、三二七結婚三六、七八六離婚五、三一九組にして年々生産率及結婚率は増加し死亡率及離婚率は減少し轉入轉出の差亦逐年増加の傾向あり最近五年間に於ける人口千に對する割合左の如し

年次	生産	死亡	轉入	轉出	結婚	離婚
三十九年	1,500	1,000	1,320	1,320	1,010	1,010
四十年	1,320	1,100	1,320	1,320	1,010	1,010
四十一年	1,320	1,100	1,320	1,320	1,010	1,010
四十二年	1,320	1,100	1,320	1,320	1,010	1,010
四十三年	1,320	1,100	1,320	1,320	1,010	1,010

第六章 教育

全島學事に關する一切の行政は總督府學務部に於て之を統一掌理し地方廳には庶務課中に學務係長學務主任を置きて學事事務を擔任せしめ下級行政機關の區長及學務委員は公學校に關する事務を分掌せり初等教育には小學校、公學校、蕃人公學校の三種あり中等教育には中學及高等女學校の二種あり特殊教育には國語學校、醫學校、警察官及司獄官練習所あり又農事試驗場に於ては農事講習生を養成し糖業試驗場に於ては糖業講習生を養成する機關あり其他本島人の私設する書房内外人の設置せる各種私立學校も亦教育機關の一に算するを得べし要するに本島に於ける教育機關は其の制度と共に漸く發展し殊に國民教育に於て最も著るしものあり

(一) 初等教育 (イ) 小學校 は地方廳の管理に屬し各廳一校又は數校を設立し専ら内地人の學齡兒童を教育す小學校の設けなき地方に居住する内地人學齡兒童は附近公學校内に收容して教員派遣教授の便を圖れり公學校 公學校も亦廳長の管理に屬し本島人に對する初等教育機關なり其の就學に關しては敢て強制せず學校の設立も街庄社の任意に依り總督之を認可するの制度なり(ハ) 蕃人公學校 蕃人の子弟を就學せしむべき公學校も亦地方廳の管理に屬し土地の情況に依り總督之を設置せしむ修業年限四箇年にして修身の要旨を授け主に國語算術を教へ且耕稼稼穡の法を習はしめ人間生活の道を辨知せしむるを本旨とせり阿維魯東及花蓮港の三廳に設置せる該學校數合計十七校なり其設置區域は蕃族中比較的溫順なる「バイワン」「ビヌマ」「アミ」三種族の棲息地域に局限せり

(二) 中等教育 (イ) 中學校 は總督府の直轄にして第一部第二部に分ち第二部の學科及生徒の入學退學其他の効力は内地公立中學校と同一なり、第一部は修業年限を六箇年とし大體第二部と異なることなきも各寮に寮長、寮監、寮母を置き生徒をして總て學寮生活と爲し又卒業後實務に就かんとする者の爲に修業年限二箇年の高等科を置き英語以外の外國語法制經濟其他必要なる學科を授くるの特色あり(ロ) 高等女學校 も總督府の

直轄に屬し内地人女子に高等普通教育を授くること總て内地高等女學校と同じ

(三) 特種學校 (イ) 國語學校 是小學師範部、公學師範部、國語部の三部を置き小學校教諭たるべき者を養成し公學師範部は甲乙二科に分ち甲科は内地人にして公學校教諭たるべき者乙科は本島人にして公學校訓導たるべき者を養成し國語部は本島人に對し主に國語を教授し中等教育を施すの組織にして總督府の直轄なり(ロ) 醫學校 臺灣總督の管理に屬し本島人醫師の養成公醫候補生の教習及熱帯醫學の研究を目的とす(ハ) 警察官及司獄官練習所 臺灣總督の管理に屬し其の目的は本島警察官及司獄官に職務上必要の實務を教練すると共に警察獄制に關する學術を修習せしむるに在り本島の警察及監獄は一種獨得の體系を有し之に適切な機關を養成するの必要あるに由る

(四) 私立學校 内地人の設立せし私立學校は臺北に臺北中學會、成淵學校、臺北學院等あり基隆に基隆夜學會あり外國人の設立に係るものは孰も外國宣教師の手に成る宗教學校にして臺北に三校臺南に五校なり専ら本島人男女を收容し宗教教育を施すを目的とす書房は本島人の設立せる私塾にして其の教育の方法は單に漢文庶詞を記憶する訓詁記誦の學に外ならず全島の學校數教員數及生徒數は左の如し(明治四十四年末現在)

種別	校數	教員數	生徒數	種別	校數	教員數	生徒數
小學校	三	三	七二二	國語學校	一	一	一
公學校	三	一〇六	四六三	醫學學校	一	一	一
華人公學校	二	二	二七五	警察官及司獄官練習所	一	一	一
中學校	一	四	五二	私立學校	三	三	三
高等女學校	一	三	二〇	書房	三	三	三

第七章 社寺

本島固有の寺院廟宇は儒教、道教、佛教の混合より成り各種の神佛を同一廟宇内に合祀し雜然として混沌の域を脱せず而して本島人の宗教觀念に至りては概して倫理的要素なく専ら現世の慶福を祈願する迷信に過ぎ

ずして眞に宗教と認むべきものなきが如し

外來の基督教中西班牙天主教派及英國長老教會派は遠く領臺前より本島の布教に着手し天主教派は臺北大稻埕を以て傳道を中心とし長老教會派は全島を南北二部に分ちて布教線を劃し北部は淡水を以て根據とし南部は臺南を以て根據とす兩者共に數名の宣教師を駐在せしめ各地に教會堂を置き熱心布教に従事し傍ら教育慈善事業に意を注ぎ其の成績見るべきものあり兩派の説教所又は禮拜堂は全島を通じ二百箇所を數へ本島人の信徒數二萬人を超ゆ

領臺後内地より新たに神道佛教及基督教傳播し神道は黒住、金光、神理、御嶽、天理等の各教あり佛教は眞宗、淨土、眞言、曹洞、臨濟、日蓮等の各宗あり基督教は日本基督教、日本聖公會の二派あり各宗派共に熱心布教に従事せるも内地宗教家の布教範圍は主として内地人側に限られ本島人に對する感化力に至りては未だ特記するに足るものなし唯總督府より蕃人撫育の一方法として蕃族教化の任を囑託せられたる宗教家が蕃界各地に駐在して蕃人化導に努力しつゝあるは特に注目し値するものあり

臺灣神社 官幣大社臺灣神社は臺北の北約一里なる芝蘭一傑劍潭山に鎮座し大國魂命、大己貴命、少彥名命及北白川宮能久親王殿下を合祀せり宮中よりは毎祭毎に幣帛料神饌料を奉納せられ奉幣使參向せらる當神社には宮司一名(奏任待遇)禰宜一名主典八名(以上列任待遇)出仕及守衛若干名(以上雇)を置き祭儀其他の社務を掌理せしむ

今本島の舊慣に依る廟宇及神佛耶各宗派に屬する社寺教會等を示せば次表の如し

社寺 (各年末)

年次	神	社	寺	院	廟	宇	年次	神	社	寺	院	廟	宇
明治三十六年	三	三	三	三	三	一六八	明治四十年	三	三	三	三	三	一六八
同 三十七年	三	三	三	三	三	一六九	同 四十一年	三	三	三	三	三	一六九
同 三十八年	三	三	三	三	三	一七〇	同 四十二年	三	三	三	三	三	一七〇
同 三十九年	三	三	三	三	三	一七〇	同 四十三年	三	三	三	三	三	一七〇

年次	和解	督促	第一審	第二審	假處分	強制執行	抗告	再審	共助	執達
同三十九年										
同四十年										
同四十一年										
同四十二年										
同四十三年										
同四十四年										

民事事件

年次	和解	督促	第一審	第二審	假處分	強制執行	抗告	再審	共助	執達
同三十九年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1
同四十年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1
同四十一年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1
同四十二年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1
同四十三年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1
同四十四年	15	1	10	1	1	1	1	1	1	1

刑事事件

年次	豫審第一審	第二審	共助	抗告	再審	年次	豫審第一審	第二審	共助	抗告	再審
明治二十九年	15	1	10	1	1	同三十七年	15	1	10	1	1
同三十年	15	1	10	1	1	同三十八年	15	1	10	1	1
同三十一年	15	1	10	1	1	同三十九年	15	1	10	1	1
同三十二年	15	1	10	1	1	同四十年	15	1	10	1	1
同三十三年	15	1	10	1	1	同四十一年	15	1	10	1	1
同三十四年	15	1	10	1	1	同四十二年	15	1	10	1	1
同三十五年	15	1	10	1	1	同四十三年	15	1	10	1	1
同三十六年	15	1	10	1	1	同四十四年	15	1	10	1	1

第九章 警察

明治二十八年七月内地に於て募集したる警部七十名巡查七百名臺北に到着し十月に至り各地要所に配置せしを以て本島警察機關の創始とす爾來幾多の更革を加へて現今の制度を生じたり、現今の警察制度は總督府に警視總長を置き警視總長は警察本署の長と爲り警察本署には警務課、保安課、衛生課の三課を置き高等警察に關する事項は警視總長に専屬す而して各地方廳には警務課を置き廳長は其の職權若は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に警察命令を發し之に拘留又は科料の罰則を附することを得との警察權を有し警視又は警部を以て警務課長と爲し廳長を補佐して警察事務を掌理せしめ警視總長中央より全島の警察機關を統率監督するの組織にして警務は吏務と相並んで民政の一半を占め納稅、衛生、農政等各般の行政概ね警察の力を要せざるものなく内地の制度と頗る其の趣を異にす且其の警察科目も母國の如くに簡單ならず普通警察の外阿片行政、保甲監督、戶口事務、犯罪即決、管刑處分、浮浪者收容若は支那人勞働者取締等特殊の事務あり左に其の特殊事務の概要を記さん

(一) 戸口事務 三十八年十月臨時戸口調査の實施に依りて臺灣住民の靜態を明かにすることを得たるも未だ民籍の基本を確實にすること能はざりしを以て同年十二月戸口規則を發布し一面戸口調査規程を改正し警察の戸口調査簿を以て戸口の異動を明にするの制を設け戸口に關する事務は總て警察の手に依りて處理するに至れり

(二) 浮浪者收容 土民の無職無頼の徒にして改悛の見込なき者に對しては治安保持の必要上之を一定の場所に收容し勞働を強制する爲三十九年浮浪者取締規則を設け四十一年臺東廳加路蘭に收容所を設け強制就業を實行せしに其の實績大に見るべきものあるを以て四十四年に於て臺東廳火燒島に更に收容所を増設したり此の浮浪者收容制度は内地人及外國人に適用する保安規則と相對し土民の無頼漢を取締るに適切な制度なり

(三) 保甲制度 保甲制度は本島領有の際清國時代の古制を參酌して現行保甲條例を制定せり即ち十戸を以て一甲と爲し十甲を以て一保と爲すを例とし街庄の區域に從て編成せり保には保正甲には甲長あり保正は保に於て甲長は甲に於て選舉し共に廳長の認可を受くるものとし保甲内の人民は其の區域内の安寧を保持するに連座の責任を負ひ警察の下級補助機關として行政警察事務を補助せしむるの制度なり又保甲には匪徒竝風水火災の警戒防禦の爲壯丁團の設あり保甲と相呼應し以て地方の治安を保つての責任あり四十三年末現在保甲壯丁團及其の役員數を擧ぐれば次の如し

保	保		甲		壯		丁	
	數	保	正	甲	團	壯	團	壯
保	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九

保數より保正の數少きと團數より團長の數少きとは孰も快員あるに由る

(四) 犯罪即決 犯罪即決令は三十七年三月律令第四號を以て發布し同年四月一日より實施せり其の要は輕微なる事件に關し繁瑣なる刑事訴訟の手續を省き以て治罪の敏捷を期するに在り然れども若被告人に於て不服あるときは何等の手續を要せず唯其の中立に依り正式裁判を仰ぐ事を得せしむ

(五) 罰金及答刑處分例 本例は三十七年一月律令を以て發布したるものにして文化の程度低き本島人及支那人の犯罪者に對しては短期間の自由刑を科するも毫も行刑の目的なる苦痛を感せずして却て安居の思あらしむ

む乃ち犯罪の情狀に依り短期自由刑に換ふるに罰金刑又は答刑を以てするは本島現時の状態に最適切なる制度なり警察に關する諸表次の如し

警務所屬警察官署及警察官吏 (各年末)

年次	警務課		支隊		派出所		警視部		警部補		巡査		巡査補		計
	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	
明治三十四年
同 三十五年
同 三十六年
同 三十七年
同 三十八年
同 三十九年
同 四十年
同 四十一年
同 四十二年
同 四十三年

年次	強盜		竊盜		計		年次	強盜		竊盜		計	
	件數	額	件數	額	件數	額		件數	額	件數	額	件數	額
明治三十年	同 三十七年
同 三十一年	同 三十八年
同 三十二年	同 三十九年
同 三十三年	同 四十年
同 三十四年	同 四十一年
同 三十五年	同 四十二年
同 三十六年	同 四十三年

火災

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
明治三十二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十三年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十四年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十五年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十六年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十七年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十八年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三十九年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同四十年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同四十一年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同四十二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同四十三年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

犯罪即決受理件数 (各年末)

年次	賭博	行政諸規 則違犯	その他	計
明治三十七年	三	三	三	三
同三十八年	三	三	三	三
同三十九年	三	三	三	三
同四十年	三	三	三	三
同四十一年	三	三	三	三
同四十二年	三	三	三	三
同四十三年	三	三	三	三
計	三	三	三	三

管刑處分人員 (各年末)

年次	人	年次	人
明治三十七年	三	明治四十一年	三
同三十八年	三	同四十二年	三
同三十九年	三	同四十三年	三
同四十年	三	計	三

第十章 蕃務

(一) 蕃族及分布地域 本島の蕃族は其の進化の程度に依り熟蕃、化蕃、生蕃の區別あり熟蕃とは本島の支那民族と殆ど同一の程度に進化せるものを謂ひ、化蕃とは漸く化熟し將に風化に向はんとするものを謂ふ、而して其の進化最劣等にして容易に風化に向はざるものを生蕃と稱す、生蕃は其の言語習慣系統等よりタイヤル、サイセツト、ブヌン、ツオオ、ツアリセン、バイワン、ビユヤ、アミ、ヤミの九種族に別つ其の分布の地域一、二〇〇方里大小社數六六五、人口約一二〇、〇〇〇を數へ毎社各々其の領域を有し宛然幾十百の小獨立國併立せるが如き觀あり蕃地面積及蕃地非蕃地比較を表示すれば左の如し

蕃地面積 (蕃地非蕃地比較)

區別	總面積	蕃地面積	非蕃地面積	百分比
本島	三三、三三三	一、一〇〇	三二、二三三	三.3%
屬島	二、二二二	〇.二〇〇	二、〇二二	九.0%
計	三五、五五五	一、三〇〇	三四、二五五	三.7%

總面積及非蕃地面積は總督府第十三統計書に依り滿洲界を以て計算す
總面積及非蕃地面積の屬島中には澎湖列島を包含す
蕃地面積は總面積より非蕃地面積を控除したるものなり
薩東蘭花嶺港の平地及紅頭嶼は蕃地として計算す

(二) 蕃務機關 領臺の初めに於ては蕃務は殖産局の主管たりしが蕃地行政其の歩を進むるに隨ひ施政機關の組織を改め四十二年十月總督府官制大改革に際し蕃務本署を新設し蕃務總長之が長と爲り署内庶務課、理蕃課、調査課の三課を置き蕃地を管轄する地方廳廳長及警察官を指揮監督して蕃地行政を統一することとなれり斯くて四十二年度より理蕃費一五、四〇〇、〇〇〇圓より年々三、〇〇〇、〇〇〇圓内外を支出して著々蕃地行政を擴進しつゝありて四十七年度に理蕃事業を完成する豫定なり

(三) 蕃害 化外の蒙民たる蕃族中資性最も獐惡なるは北部蕃族即ちタイヤル族にして讎首を以て無上の名譽と爲せり乃ち祭祀の犠牲人首なかるべからず人首を誅らざれば壯丁の伍伴に入ることを得ず論争の裁斷人首を獲るもの勝つ等の蠻風ありて首級は殆ど彼等が生活上の必需品となり蕃害の最も甚しきに當りては現に一廳下のみにて一年間百三人の讎首に會ひたることあり今三十四年より四十三年に至る十年間の蕃害を表示すれば左の如し

蕃害 (各年来)

年次	死		傷		計
	内地人	本島人	内地人	本島人	
明治三十四年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十五年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十六年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十七年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十八年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十九年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十一年	三三	三三	三三	三三	三三
計	三三	三三	三三	三三	三三

同四十二年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十三年	三三	三三	三三	三三	三三
計	三三	三三	三三	三三	三三

備考 蕃害とは蕃人以外の者が蕃人より害せられたるを云ふ更に警備員と人民との蕃害比較を示せば左の如し

年	警備員		人民の		計
	死	傷	死	傷	
明治三十六年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十七年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十八年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十九年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十一年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十二年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十三年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十四年	三三	三三	三三	三三	三三
計	三三	三三	三三	三三	三三

(四) 理蕃 理蕃政策に威壓と撫育の二途あり威と云ひ撫と云ふも其の歸一する所は同一の目的に在りて膺懲するにも撫育を加味し撫育も亦威力を全廢せず唯必要上重きを一方に置くに過ぎざるなり即ち比較的温順にして武力を要せざる蕃社若は歸順せる蕃社に對しては蕃務官吏駐在所、教化事務、囑託及蕃童公學校職員等の撫育機關備はり農業、機業、手工等の適切なる産業を授くるに力むると共に一面に於ては感化教導に力を用ひ一般の成績頗る良好なるものあり蕃童教育所在地及生徒數は左表の如し

蕃童教育 (四十四年六月末日現在)

年	警備員		人民の		計
	死	傷	死	傷	
明治三十六年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十七年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十八年	三三	三三	三三	三三	三三
同三十九年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十一年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十二年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十三年	三三	三三	三三	三三	三三
同四十四年	三三	三三	三三	三三	三三
計	三三	三三	三三	三三	三三

支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
新	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
新	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
里	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
沙	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計
角	北	蘭	桃	新	南	嘉	義	阿	計

蕃族を威壓する方法は隘勇線前進及蕃社討伐なり隘勇とは清國時代の稱呼を襲用せる關隘守備の兵勇にして隘勇線とは即ち此の兵勇を配置せる防蕃線路なり隘勇線の設備は蕃界適宜の山嶺を開きて隘路と稱する

道路を設け隘路の外面(蕃族棲息の方面)數十間の草木を刈除して射界とし蕃人接近の監視に便ならしめ隘路上要衝の地に隘寮と稱する哨舎を設け隘勇を配置す隘寮は其の距離三四町毎に之を設くと雖地勢と蕃情の如何とに依り均一ならず大抵一里に付十箇乃至十八箇にして平均十二三箇を普通とす之に隘勇二人乃至四人を配置し隘寮四五箇所の内一箇所を監督分遣所とし巡查又は巡查補を配置し其の四五箇を連ねて警部又は警部補を駐屯せしむ之を監督所と稱す隘勇線路には必要なる地點に鐵條網を架設し又は野砲山砲及臼砲を備ふ隘勇線前進とは蕃族壓迫の必要上現在線より進んで新たに形勝の地を占め新線路を設くるの謂にして此の新線に依り包容せられたる地域は安全となり更に其の前面の蕃社を制壓するに足る蕃社の討伐とは初めより膺懲の目的を以て警察官より編成せる前進隊を動かして大威力を加ふるを謂ふ隘勇線延長、包容地面積、配置定員等は次表の如し

隘勇線沿革 (各年末)

年次	線路延長 面積	包含地 面積	隘寮	隘勇	警部	警部補	巡查	巡查補	隘勇	計
明治三十六年	二〇、二〇六	三、三六六	一六	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
三十七年	二〇、七〇〇	三、七〇〇	一七	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
三十八年	二一、三〇〇	三、九〇〇	一八	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
三十九年	二二、〇〇〇	四、一〇〇	一九	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
四十年	二二、七〇〇	四、三〇〇	二〇	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
四十一年	二三、四〇〇	四、五〇〇	二一	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
四十二年	二四、一〇〇	四、七〇〇	二二	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇
四十三年	二四、八〇〇	四、九〇〇	二三	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一〇

一 隘寮所及隘寮定員中△印を附したるは民設に係るものなり
二 隘寮所中隘寮所は隘勇監督所、分遣所は隘勇監督分遣所の略稱なり

第十一章 監獄

本島領有の當初に任ては未だ司獄に關する特別の制度なく罪囚は凡て地方廳監獄署に拘禁し警部をして其の事務を掌らしむ後二十九年民政を布かるゝに及び初て看守長及監獄書記の職を置き次に明治三十年典獄の職を設け各縣監獄署に長たらしむ斯くの如く監獄事務は領臺當時より地方廳に屬したりしが明治三十年内地監獄署の司法省の主管に移ると共に本島に在りても亦總督府の直轄と爲し同時に臺北、臺中、臺南に監獄本監を設け其他須要の地に支監を置き監獄官制を施行し新に典獄、監獄監吏、監獄醫及教誨師の職制を定め以て司獄の完全を期せり

改隸以來三十六年に至る迄は年と共に在監者漸次増加し一日平均四千人を越ゆることありしも三十七年以降漸次減少して四十年以來は一日平均三千二百人内外なりとす斯く著るしく減少せる原因は犯罪即決令設罰金及答刑處分令の二大法令制定施行せられたるに在り監獄に關する諸表次の如し

監獄及職員表 (各年末)

年次	本監	支監	典獄	監吏	通譯	醫員	教誨師	教師	技手	看守	取女	總監
明治三十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同三十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同四十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

監獄費支出及作業収入表 (各年度末)

年次	監獄費		作業収入	
	預算額	支出決算額	収入決算額	實際収入額
明治三十四年度	77,764	77,764	1,200	1,200
同三十五年度	79,300	79,300	1,200	1,200
同三十六年度	80,500	80,500	1,200	1,200
同三十七年度	82,000	82,000	1,200	1,200
同三十八年度	83,500	83,500	1,200	1,200
同三十九年度	85,000	85,000	1,200	1,200
同四十年度	86,500	86,500	1,200	1,200
同四十一年度	88,000	88,000	1,200	1,200
同四十二年度	89,500	89,500	1,200	1,200
同四十三年度	91,000	91,000	1,200	1,200

在監人各年一日平均人員表 (各年末)

年次	在監人員						計
	被告人	受刑者	懲治人	別房留置人	勞働役者	乳兒	
明治三十五年	3,200	3,200	3	6	1	1	3,211
同三十六年	3,300	3,300	3	6	1	1	3,311
同三十七年	3,400	3,400	3	6	1	1	3,411
同三十八年	3,500	3,500	3	6	1	1	3,511
同三十九年	3,600	3,600	3	6	1	1	3,611
同四十年	3,700	3,700	3	6	1	1	3,711
同四十一年	3,800	3,800	3	6	1	1	3,811
同四十二年	3,900	3,900	3	6	1	1	3,911
同四十三年	4,000	4,000	3	6	1	1	4,011

同 四十二年	同 四十三年	同 四十四年	同 四十二年	同 四十三年	同 四十四年	同 四十二年	同 四十三年	同 四十四年
元	元	元	元	元	元	元	元	元
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

第十一章 農産附移民

本島の氣候土質は極めて農業に適すと雖舊政府時代に於ては農業政策其の宜しきを得ず開墾に灌漑に耕作に一も観るべきの進歩なくして農業久しく振はざりし然るに臺灣總督府は對殖民地政策として最も産業に重きを置き二十九年森林原野特別處分令、同豫約賣渡規則、同貸渡規則を發布し越えて三十四年公共埤圳規則を定め其の翌年更に糖業規則を制定して開墾水利及糖業に獎勵を試み且農事試験場、糖業試験場、茶樹栽培試験場園藝試験場等を設置して農業に關する各種の試験を行ひ講習生を募集して農業教育の普及を圖り四十年に至り農會規則を發布し農業改良上の助長機關たる各廳農會の組織を確實にし此の他同年害蟲驅除豫防規則を制定して生産の増加を圖り尙は交通の便を開き貨物の出入を容易にし或は生産品検査規則を設け品質の改善を圖りたる等農政上諸般の施設著々其緒に就きたるを以て領臺以前より久しく振はざりし農業は此に始めて振興し年々各種農産物の増加を見るに至れり

本島農業は舊來の耕地に加ふるに新墾の土地を以てし且農業改良獎勵の結果從來使用せる土地の利用集約の度を加へて著るしく其の生産力を膨脹し農産物總價約七千萬圓を算るに至りたり四十二年末現在の田は三四二、六八〇甲畑は三五二、三二六甲計約七十萬甲にして全面積の一割八分餘行政區域面積の五割三分餘に達し之が耕作に従事する者自作三五八、〇六二人自作兼小作二四二、一九六人小作四七三、三九〇人計百餘萬人にして全人口の約三割を占む之に農業従屬者一、〇一四、二八七人を加ふるときは全人口の殆ど三分の二は農民なりと謂ふを得べし田畑面積を示せば左の如し

田畑面積積(甲)(各年十二月三十一日)

年次	田	畑	計	年次	田	畑	計
明治三十二年	三二,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇	明治三十八年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇
同三十三年	三三,〇〇〇	三三,四〇〇	六六,四〇〇	同三十九年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇
同三十四年	三三,〇〇〇	三三,四〇〇	六六,四〇〇	同四十年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇
同三十五年	三三,〇〇〇	三三,四〇〇	六六,四〇〇	同四十一年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇
同三十六年	三三,〇〇〇	三三,四〇〇	六六,四〇〇	同四十二年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇
同三十七年	三三,〇〇〇	三三,四〇〇	六六,四〇〇	同四十三年	三三,九六〇	三三,四〇〇	六六,三六〇

本表の事實は各年末に田畑として現存のものなり

主要農産物 本島の農産は米、麥類、豆類、甘蔗、甘藷、茶、落花生、胡麻、木藍、山藍、苧麻、黃麻、烟草、烟草、鳳梨、纖維及柑橘類等各種の産物あり就中稻作、蔗作及茶業は其の顯著なるものなり左に是等主要農産物を概説せん

(一)米 米の主産地は臺北宜蘭及桃園の三廳にして阿緞及臺南の二廳之に次ぐ現今本島の米産額約四百三十萬石、價額三千八百萬圓と稱す而かも近年新地の開拓水利の開発に伴ひて益々増加し島外に搬出せらるるもの亦年額百餘萬石に上り本島農産の首位を占む左れど其の收穫量及品質は母國米に比し著るしく遜色あるを以て當局は施肥の獎勵普及を試み以て其の多收を圖り種類を統一を企て以て之れが品質の改善を圖りつゝあり内地との米穀取引は三十年に始まれるも當時本島米は品質粗にして粘力に乏しく加ふるに乾燥調製の不完全なる爲めに聲價揚がらざりしが三十七年内地移出米検査規則を發布し臺北外二十一箇所に検査所を設けて検査を開始し調製法を督勵して品位の上進を計りたる結果近來頗る其の聲價を高め今や殆ど島内消費の餘剰を擧げて之を内地に移出するの盛況を呈し三十七年検査開始の當初に於て検査總數僅々十六萬袋内外なりしもの昨今年々百萬以上に達しつゝあり稻の作付總面積は水陸稻計四十七萬餘甲にして概ね梗を産し糯は僅かに其五萬甲内外を占むるに過ぎず更に水稻は陸稻に比し極めて少く之亦總面積の四萬甲内外を占むるに過ぎ

す過去十年に於ける耕作面積の増加は三割内外にして特に水稻の増加約三割に達す之と共に一甲收穫も亦漸次増加し來り明治四十一年前十箇年平均は一甲當り兩期合して穀三十五石内外なりしも昨今特種凶作を除くの外三十七石内外を示しつゝあり本島米作の將來亦甚だ多望なりと云ふべし

(二) 甘蔗 甘蔗の重なる栽培地は臺中以南の各廳にして凡そ水利の便なくして水田と爲し能はざる耕地は多くは甘蔗の耕作に供せらるる從來本島に於ては竹蔗、炳蔗、紅蔗の如き品質及收量劣等なる品種を栽培し且其の耕作法も粗放にして施肥灌漑に留意せざりしかば一甲當り甘蔗收量の如きも僅かに四萬斤其の糖分の歩留亦六歩乃至八歩に過ぎざり然るに總督府に於て糖業の改良獎勵に著手するや一面には「ローズバンナー」ハインナ等優良種の普及に努め又一面には耕作法の改良獎勵と共に種苗肥料の補助を與へたるを以て競うて改良種の栽培に従事し今や新式製糖工場の原料採取區域内に於ては殆ど在來種を見ざるに至れり斯くの如く品種と耕作法の改良せられたる結果最近に於ける一甲當り甘蔗收量は約六萬斤製糖歩留亦一割に達するの好結果を呈せり

(三) 製茶 茶の産地は臺北、宜蘭、桃園、新竹の北部各廳にして就中桃園廳最多く臺北廳大稻埕は其の唯一の市場たり産地一帯の境域は丘陵高原蜿蜒起伏し其の土性及氣候は最茶樹の栽培に適し到る處の傾斜地及滯澆困難なる高原地は悉く茶園ならざるなく四十四年の栽培面積三三、五八二甲にして烏龍、包種の輸出總價額七、一五三、六六二圓に上れり四十三年に於ける各種農産物作付反別及收穫は左の如し

農産物作付反別及收穫

種別	作付	收穫	種別	作付	收穫
米	1,000,000	1,000,000	甘蔗	100,000	1,000,000
大豆	100,000	100,000	茶	100,000	1,000,000
小豆	100,000	100,000	薯	100,000	1,000,000
落花生	100,000	100,000	山	100,000	1,000,000
麻	100,000	100,000	藍	100,000	1,000,000
雜糧	100,000	100,000	蔗	100,000	1,000,000
其他	100,000	100,000	其他	100,000	1,000,000

移民 本島の官營移民事業は東部臺灣に四十二年度初て移民事務を開始し四十三年度に六一戸三一九人四十四年度一七八戸九〇一人の移民を行ひ總戸數二二九戸人員一、二二〇人に達し略、同地移民の終了を告げたり其の耕作面積は一戸に付き三甲歩の割合にて既に開墾を終りたる畑地は一戸平均二甲計四百七十八甲也移民に對しては貸與金給與金の外物品給與を爲し貸與金は移民が小屋を作る場合其の半額を貸與し給與金は小屋の半額金を給與し尙ほ農具購入費をも與へ居れり移民地には學校、警察官吏派出所、醫療所、神社布教所、火葬場、墓地等諸般の設備整ひ學校生徒の數は二五〇人に上れり東部臺灣の移民適地は左の如し

種別	面積	田	畑	美國麻畑	共有地	放牧地	墾物道路敷地	造林地	雜種地
官營移民適地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
民營移民適地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
自由移民適地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

内譯は將來の利用見込地類別を掲ぐ

第十三章 畜産

從來本島の牧畜業は頗る幼稚にして副業的養豚業の外は見るべきもの少かりしが當局者は夙とに家畜の改良に意を用ひ洋牛、洋豚及印度牛を輸入し農事試験場及種畜場をして之が蕃殖を爲さしめ又農會其他の團體に貸與して改良蕃殖に意を致さしめ更に産牛改良獎勵費を支出し或は種豚改良費を補助し以て種牛種豚の改良に努めたる結果輒近稍、好果を收むるに至れり四十三年度の家畜數及屠畜數量は左の如し

家畜	水牛	黄牛	牛	豚	山羊	羊	馬
屠畜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
家畜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

尙四十三年度の屠畜價額は水牛二三五、四四五圓黃牛一三四、八六〇圓豚八、九九六、五九〇圓山羊一九七、二〇二圓馬五三圓計九、五六四、一五〇圓なり

第十四章 水産

本島は温熱兩帯に跨るを以て水族の種類頗る多く本島の北部及西南部並澎湖列島に於ては鯛、鱈、鱈等の漁獲多きも由來本島の漁船は小形の木造船若は竹筏なるを以て沖合漁業を爲すこと能はず他の産業に比して甚だ幼稚なりし而して當局者は水産上の施設に關し從來種々計畫する所ありしが四十三年度より間接的啓發の主旨に依り樞要の漁場に内地漁業者を移せしめ本島漁夫と接觸して漁業に従事せしめ以て斯業開發の方針を取りしに稍、好果を得たるが如し又水産試験に關しては總督府に於て統一的に直接經營するの方針を採るに決し先づ堅牢快速なる補助機關附漁船一隻を新造し漁場の探検調査及漁撈試験を行ふと共に養鱈養魚養殖等に關する研究調査を爲すの目的を以て四十四年度より著手し斯業の開發に努めし結果近來漸く發展の機運に向ひたるも尙將來改良の餘地大なるものあり四十三年に於ける水産業者の数は專業三四、九六九人兼業八一、九〇八人、計一一六、八七七人にして漁船は木造船四、〇五四竹筏五、七〇〇漁網一八、五一八なり尙同年の漁獲物及製造物の數量價額を示せば左の如し

水産漁獲物 (四十三年)

種別	數量	價額	種別		數量	價額
			計	其他		
魚仔仔	11,712,400	11,712,400	計	其他	11,712,400	11,712,400
魚	1,121,300	1,121,300				
魚干	1,121,300	1,121,300				
計	13,955,000	13,955,000				

水産製造物

種別	數量	價額	種別		數量	價額
			計	其他		
魚干	1,121,300	1,121,300	計	其他	1,121,300	1,121,300
魚	1,121,300	1,121,300				
魚	1,121,300	1,121,300				
計	3,363,900	3,363,900				

第十五章 鑛産

本島の鑛産物は金、砂金、銀、金銅、銅、石炭、硫黃、石油及燐礦等にして澎湖島の石炭を除くの外は悉く北部臺灣に産出し逐年發達の趨勢あり四十四年末現在の鑛區數は三六六、其の坪數四四、六六〇、五三二を算し同年の採收總價額三、八一、九二五圓に上り前年の總價額三、四一、八六五圓に比し三九二、〇〇〇餘圓を増し一般産業中重要な位置を占め本島の一富源を爲せり現在の鑛種別鑛區數及其坪數を示せば左の如し

(明治四十四年末)

鑛區	面積	金銅	金	砂金	銅	水銀	石炭	亞炭	石油	硫黃	燐礦	計
三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六

金の産地は臺北廳下に在り則ち金瓜石金山、牡丹坑金山、瑞芳金山等にして牡丹坑及瑞芳金山の産額は近年稍、減退せるも金瓜石金山は著るしく其の産額を増し優に牡丹坑瑞芳兩金山産額の減退を償ひ却て本島の總金産額を増加せり砂金産地は臺北廳下基隆川筋及九份、大竿林、大粗坑、小粗坑等の諸溪宜蘭廳下武荖坑溪臺東廳下花蓮港、新城、成廣湖附近其他二三の溪流等なるも實際に砂金採取業の行はるゝは臺北廳下の前記諸溪流なりとす砂金の全盛時代は既に去りて四十年に至り衰退の極に達したるも爾後逐年産額増進の傾向あり銀は金及金銅鑛製煉の改善と擴張に伴ひ近年稍、増産せり銅産地は臺北廳管内金瓜石のみにして近く三十九年始めて發見し四十年銅鑛製煉を開始せしより僅かに四五年間に過ぎざるに長足の進歩を來たし一躍内

地に於ける銅鑛業の第八九位を占むるに至れり石炭亦近年著るしく其の産額を激増し四十四年中の産額は之を十數年前に比すれば六七倍に上れり産炭地は大安溪以北に限られ探炭の最も盛なるは臺北廳下にして桃園、深坑之に次ぐ硫黄は三十九年に於て衰退の極に達し爾來逐年産額を増進しつゝありと雖も未だ著るしき發展を見るに至らず其の産地は大屯火山彙に限らる石油業は未だ試掘時代なるを以て其の産額一千數百石に過ぎずと雖油帯の分布極めて廣大にして殆ど全島に亘り居れば鑛業中最も多量の將來を有するものと謂ふべし最近五年間の鑛産物採取額は左の如し

年次	金	砂	金	銀	銅	石炭	硫	黄	石	油
明治四十年	1,112,120	10,010	11,010	1,112,120	6,000	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120
同四十一年	1,112,120	11,010	11,010	1,112,120	6,000	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120
同四十二年	1,112,120	11,010	11,010	1,112,120	6,000	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120
同四十三年	1,112,120	11,010	11,010	1,112,120	6,000	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120
同四十四年	1,112,120	11,010	11,010	1,112,120	6,000	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120	1,112,120

更に四十二年四十四年二箇年間の鑛産價額比較を示せば左の如し
鑛産二箇年比較

種	四十四年	四十二年	比較(△減)	種	四十四年	四十二年	比較(△減)
金	1,112,120	1,112,120	0	石	1,112,120	1,112,120	0
砂	11,010	11,010	0	硫	1,112,120	1,112,120	0
銀	1,112,120	1,112,120	0	黄	1,112,120	1,112,120	0
銅	6,000	6,000	0	油	1,112,120	1,112,120	0
石	1,112,120	1,112,120	0				

第十六章 工業

本島は由來工業の原料に富めるにも拘らず在來の工業は其の規模概ね狭少其の方法極めて幼稚にして殆ど見るに足るものあらざりしが領臺以來當局の施設經營其の宜しきを得諸般の事業著々進歩發達すると共に工業も亦漸く其の緒に就き爾來諸所に各種大規模の工場設置せらるゝありて汽力、電力、水力若は石油發動機を利用して盛に事業の經營を爲すに至れり殊に製糖業は近年頗かに其の氣勢を高め各種の纖維工業も亦漸く事業家の著目する所と爲り將に其の面目を一新せんとす左に本島の二大工業たる製糖及製茶に就きて其の概要を敘述すべし

(一)製糖 領臺當時に於ける本島製糖業の狀態は頗る幼稚にして年々の産額僅かに五七千萬斤の間を往來するに過ぎざりしが當局は種々調査の結果本島産業中糖業改良獎勵の最急要なるを認めて糖業保護獎勵制度を設け三十五年六月臨時臺灣糖務局官制及臺灣糖業獎勵規則を發布したり此の保護獎勵に基き三井、毛利其の他の資本家相剛りて臺灣製糖株式會社を組織し工場を橋仔頭庄に設立し新式の製糖機を以て三十五年より製造を開始せり之れ本島に於ける新式製糖場の元祖なり次で三十八年總督府令を以て更に製糖場取締規則を發布し原料採取區域制度を設けて斯業の發達に資する所あり、時會、日露戰後企業勃興に際し鹽水港、明治、東洋等の各製糖會社創立せられ臺灣製糖會社も此の機に乗じて大東製糖、南昌製糖、臺南製糖等の各會社を合併し資本金を千二百萬圓に増額せり爾來新式機械を應用せる製糖場の數年一年に増加し現在に於ける各新式製糖會社の總資本金は實に約七千二百萬圓の巨額に上り甘蔗の作付面積亦大に擴大せられ三十五年臺灣製糖會社が初めて新式工場を橋仔頭に設立せし當時は全島の蔗園面積僅に二萬八百甲歩内外なりしが四十五年期に於ける各既設會社採取區域内田園總數四十萬三千七百六十一甲原野三萬千九百九十七甲に上れり即ち三十五年を初期として十年間の臺灣糖業發達の速度は實に二十倍の多きを致せり左に新式製糖會社設立累年對照及四十四年期製糖高を表示すべし

新式製糖會社設立累年對照表

製糖場名	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年
臺灣製糖	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
維新製糖													
新興製糖													
蔴荳製糖													
南昌製糖													
賀田組製糖													
鹽水港製糖													
臺南製糖													
明治製糖													
東洋製糖													
大日本製糖													
FSD製糖													
ハイン製糖													
新高製糖													
林本源製糖													

計	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年
苗栗製糖													
北港製糖													
斗六製糖													
臺北製糖													
帝國製糖													
中央製糖													
華顯榮製糖													
永興製糖													
埔里社製糖													

備考

臺灣製糖ハ四十年大東製糖ヲ合併シ四十二年更ニ淮南製糖ヲ合併ス
 維新製糖ハ四十三年明治ニ合併但本社ハ初年ヨリ分發糖ヲ製造セス
 蔴荳製糖ハ四十年八月明治製糖ニ買收セラル
 南昌製糖ハ四十年大東製糖ニ合併大東ハ事業ニ著手セスシテ同年臺灣製糖ニ合併
 賀田組製糖ハ四十二年十月臺灣製糖ニ合併
 鹽水港製糖ハ四十年八月蔴荳製糖ヲ買收シ事業開始四十二年維新製糖ヲ買收
 大日本製糖ハ臺灣工場ノミノ資本不明ニ付本社總資本金ヲ掲ク
 本表ハ製糖開始年期限ニ依リ調整ス

小竹上里山仔頂庄	同	新興製糖株式會社	租糖、糖蜜	100,000
楠梓仙溪西里吧咾庄	同	永興製糖株式會社	糖	160,000
內武定里三炭店庄	同	同	糖	200,000
蕭壩鎮蕭壩庄	同	同	糖	200,000
蕭壩鎮安樂庄	同	同	糖	200,000
大竹里鳳山街	同	同	糖	100,000
臺南市丙	同	同	糖	100,000
善化里西堡六份寮庄	同	同	糖	100,000
仁壽下里橋仔頭庄	同	同	糖	100,000
歸仁北里歸仁北庄	同	同	糖	100,000
廣德東里竹仔脚庄	同	同	糖	100,000
安定東里直加弄庄	同	同	糖	100,000
仁德北里坡脚庄	同	同	糖	100,000
阿猴廳一港四里歸來庄	同	同	糖	100,000

第十七章 電氣

本島の官營電氣事業は三十六年地方稅支辨を以て臺北廳文山堡直潭庄龜山に南勢溪の落差を利用し六百六十馬力の發電所を設置せるを以て其の嚆矢と爲す是れ現今の第一發電所なり次いで三十八年電氣使用規則を發布し諸工事の竣工を待ち臺北三市街一般に電氣供給を開始したるに需要は忽ち供給に超過するの盛況を呈せり仍て四十年更に電力を増加し千馬力と爲し之れが需用の不足を補へり斯くて同年五月臺灣總督府作業所官制發布され地方稅經營を國庫經營に移し新に三千馬力の發電所を其の下流小租坑に設置したり現今の第二發電所即ち是れなり

第二發電所の工事完成するに及び四十二年八月より基隆地方に電力供給を開始し更に明治四十二年度に於て阿猴廳獅仔頭圳の水利工事に伴ひ其の水路を利用し竹仔門に二千馬力の發電所を設け四十二年より臺南及打狗地方に電力供給を開始せり又四十三年度に於て中部后里圳の水路を利用して后里庄に千二百馬力の發電所を設け該發電所の電力は四十四年より臺中彰化方面に供給しつゝあり今後水利事業の發展と相待ちて更に電氣に關する諸表次の如し

電燈 (各年度三月三十一日)

年次	白熱燈 電光燈	計	十六燭光 換算燈數	換算馬力	使用戶數
明治三十八年	四九七	一四六	一四三	三〇	七三
同三十九年	八四八	一五〇	一四三	三三	七三
同四十年	九七五	一五〇	一四三	三三	七三
明治四十二年	一,二〇〇	一五〇	一四三	三三	七三
明治四十一年	一,三〇〇	一五〇	一四三	三三	七三
明治四十二年	一,四〇〇	一五〇	一四三	三三	七三
明治四十三年	一,五〇〇	一五〇	一四三	三三	七三

電扇 (各年度中最高)

年次	十二時 十六時 六十時	計	換算馬力	使用戶數
明治三十八年	一	一	一	一
同三十九年	二	二	二	二
同四十年	三	三	三	三
明治四十一年	四	四	四	四
明治四十二年	五	五	五	五
明治四十三年	六	六	六	六

電力 (各年度三月三十一日)

年次	電動機數	馬力	使用戶數
明治三十八年	三	三	三
同三十九年	三	三	三
同四十年	三	三	三
明治四十一年	三	三	三
明治四十二年	三	三	三
明治四十三年	三	三	三

電氣ノ收支 (圓)

年次	收入		支出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
明治三十八年	1,100	200	1,000	200
同三十九年	1,200	200	1,100	200
同四十年	1,300	200	1,200	200
明治四十一年	1,400	200	1,300	200
明治四十二年	1,500	200	1,400	200
明治四十三年	1,600	200	1,500	200

私營電氣一覽

事業者	原動力種類	發電機數	事業種類	馬力
臺灣製糖株式會社	多管式汽機	四	動力、點燈	二二〇・五〇
藤田組瑞芳礦山事務所	ヘルトン式水車	一	自家用點燈	三三・五一
鹽水港製糖株式會社	多管式汽機	一	同	一〇〇・五
武丹坑礦山木村久太郎	ヘルトン式水車及汽機	一	動力、點燈	二六八・一〇
金瓜石礦山田中長兵衛	同	一	同	二〇一・〇七
藤田組瑞芳礦山事務所	同	一	自家用點燈	一三・四一
臺灣製糖株式會社	製糖機械運轉用暗車式水車	一	同	二〇・一一
石炭礦業基隆田寮港木村久太郎	ランカシャー式汽機	一	同	一四四・八〇
大日本製糖株式會社臺灣工場	エレフアント型汽機	一	同	一三・四一
明治製糖株式會社	水管式汽機	二	動力、點燈	一四四・八〇
臺灣製糖株式會社阿緞工場	多管式汽機	二	同	三八・九〇
臺灣製糖株式會社後壁林工場	多管式汽機	二	同	二三四・六〇
東洋製糖株式會社	水管式汽機	二	同	二二九・六〇
新高製糖株式會社	汽機	二	同	八〇・四三
新竹電燈株式會社	サクシヨン瓦斯	二	營業	七〇・〇〇
帝國製糖株式會社	水管式汽機	一	動力、點燈	三一・四〇
臺北製糖株式會社	水管式汽機	一	點燈	二〇〇・〇〇
同車道礦工場	多管式汽機	一	動力、點燈	二六・八〇
明治製糖株式會社嘉義第二工場	水管式汽機	一	同	二二四・五〇
合資會社三葉製糖會社	水管式汽機	三	同	六〇三・二〇
四却亭炭礦	橫置式汽機	一	點燈	七四・〇〇
				一〇〇・〇〇

第十八章 金融

本島の金融界は各種産業の發展に伴ひ逐年資金需用の増加を促がしつゝあり近く四十四年の金融情況を觀察するも一般經濟界順調の發達を示し且官民諸般の事業引き續き勃興し殊に前年來新設の各製糖會社は年初以來齊しく工事に著手し在來の各會社亦益々其の事業を擴張せしより益々資金の需用を増加し金融當に繁忙なりし

四十四年中本島の主要物産に對する各銀行の放資額は砂糖に六千四百八十餘萬圓米に二千四百七十餘萬圓樟腦に千二百十餘萬圓金塊に七百三十餘萬圓茶に六百三十餘萬圓合計一億一千五百四十餘萬圓を算し前年の放資額八千二百五十餘萬圓に比し三千二百九十餘萬圓を増加せり從て臺灣銀行券の發行高も益々膨脹し全年月別平均發行額千七百十餘萬圓金庫在高百四十餘萬圓市場流通高千五百七十餘萬圓を算するに至れり

本島に於ける日本勸業銀行代理貸附狀況は借入れ請求漸次増加し四十四年中の貸附高は八十餘萬圓にして三十八年以降の累計三百十六萬千七百〇五圓に上りたり該資金の用途は主として埤圳改修、開墾、製糖事業等其の多きを占むるも近來樟樹造林、柑橘栽培、製油業、酒造業等の用途も漸次増加を見るに至れり貸附年限は十箇年乃至十五箇年にして利率は年八分乃至九分の間に在り

既設銀行は臺灣銀行、臺灣貯蓄銀行、三十四銀行臺灣支店、嘉義銀行、彰化銀行、臺灣商工銀行の六銀行

明治製糖第三工場	多管式汽機	三	動力、點燈	二二五・〇〇
宜蘭電氣株式會社	水管式汽機	一	營業	一三四・一〇
嘉義電燈會社	同	一	同	二六八・一〇
臺灣製糖會社	同	一	自家用點燈	四〇・〇〇
斗六製糖會社	多管式汽機	一	同	三三・五〇
臺灣製糖會社	エレフアント式汽機	一	同	三一・〇〇

なり其の支店出張所を細別すれば臺灣銀行支店三、出張所六、貯蓄銀行支店一、嘉義銀行出張所一、彰化銀行出張所二、商工銀行出張所一にして此外臺灣銀行は内地に二支店、一出張所、對岸南港に二支店三出張所を有す

本島中央銀行とも稱すべき臺灣銀行の資本金は從來五百萬圓なりしが四十三年四月之を一千萬圓に増加し同月法律第四十六號を以て銀行券の保證發行高も亦一千萬圓に擴張せられたるを以て本島産業の發展に伴ひ金融調節に資すること少からざるものあり

金融に關する諸表次の如し

臺灣銀行券毎月末發行及市場流通高前年對照表 (四十四年)

月別	發行高	金庫在高	市場流通高	月別	發行高	金庫在高	市場流通高
一月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	一月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
二月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	二月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
三月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	三月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
四月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	四月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
五月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	五月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
六月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	六月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
七月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	七月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
八月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	八月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
九月	1,650,000	1,011,000	1,311,000	九月	1,650,000	1,011,000	1,311,000
合計	15,000,000	9,099,000	11,799,000	合計	15,000,000	9,099,000	11,799,000
前年平均	1,650,000	1,011,000	1,311,000	前年平均	1,650,000	1,011,000	1,311,000
比較増減△減				比較増減△減			

毎月末預金貸出金銀在高及前年對照表 (島内各銀行集計) (四十四年)

月別	預金	貸出	金銀在高	年月別	預金	貸出	金銀在高
一月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	一月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
二月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	二月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
三月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	三月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
四月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	四月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
五月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	五月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
六月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	六月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
七月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	七月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
八月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	八月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
九月	5,600,000	3,600,000	6,000,000	九月	5,600,000	3,600,000	6,000,000
合計	50,400,000	32,400,000	54,000,000	合計	50,400,000	32,400,000	54,000,000
前年平均	5,600,000	3,600,000	6,000,000	前年平均	5,600,000	3,600,000	6,000,000
比較増減△減				比較増減△減			

四十四年各銀行別重要物產放資額前年對照表

種類	行別	四十四年	前年	比較増減△減
米	臺灣銀行	1,200,000	1,200,000	同
	彰化銀行	1,200,000	1,200,000	同
	嘉義銀行	1,200,000	1,200,000	同
	商工銀行	1,200,000	1,200,000	同
砂糖	臺灣銀行	1,200,000	1,200,000	同
	彰化銀行	1,200,000	1,200,000	同
	嘉義銀行	1,200,000	1,200,000	同
	商工銀行	1,200,000	1,200,000	同
茶	臺灣銀行	1,200,000	1,200,000	同
	彰化銀行	1,200,000	1,200,000	同
	嘉義銀行	1,200,000	1,200,000	同
	商工銀行	1,200,000	1,200,000	同
樟腦	臺灣銀行	1,200,000	1,200,000	同
	彰化銀行	1,200,000	1,200,000	同
	嘉義銀行	1,200,000	1,200,000	同
	商工銀行	1,200,000	1,200,000	同
金塊	臺灣銀行	1,200,000	1,200,000	同
	彰化銀行	1,200,000	1,200,000	同
	嘉義銀行	1,200,000	1,200,000	同
	商工銀行	1,200,000	1,200,000	同
計				

本島各種金利表

地方別	銀行金利(日歩)	民間		金		貸		信用組合金利(日歩)
		内地人側	本島人側	内地人側	本島人側	内地人側	本島人側	
臺北最高	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臺北最低	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
基隆(同)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

本島の貿易は領事以來逐年發達し三十四年迄は内外の貿易總額僅かに三千餘萬圓蓋なりしが三十五年より四千萬圓に進み爾來漸次増進し三十九年には五千萬圓に達し四十一年には七千餘萬圓に進み四十二年には八千四百餘萬圓を算し四十三年に至り從來千萬圓蓋なりし貿易額は一躍一億八百餘萬圓に上りたり左に内地及外國間貿易累年對照表を掲げん

内地及外國間貿易累年對照表

Table with columns for years (1904-1914) and categories: 移出品價額, 移入品價額, 移出金銀價額, 移入金銀價額, 輸出超過, 輸入超過, 合計. Includes numerical values and percentage changes.

Table with columns for years (1904-1914) and categories: 輸入金銀價額, 移出金銀價額, 移入金銀價額, 輸出超過, 輸入超過, 合計. Includes numerical values and percentage changes.

斯くて四十四年に至りては更に上進して貿易總額一八、一三、七七九圓の巨額に上り之を三十年の貿易總額三千百二十三萬餘圓に比すれば三十八割弱則ち約四倍に相當し四十三年の一億八百八十八萬餘圓に對照するも尙ほ九百二十二萬圓即ち八分五厘の増加にして實に未曾有の好成績を現せり之を輸移出輸入に區別すれば輸移出品價格六千四百八十一萬餘圓輸移入品價格五千三百二十九萬餘圓にして輸移出の輸移入に超過すること一千五百五十二萬餘圓なり而して輸移出重要品は砂糖、米、烏龍茶、樟腦、樟腦油、包種茶、芭蕉實、芋麻、龍眼等にして輸入及移入重要品は各種綿布類、阿片、木材及板、海產物各種肥料、酒類、煙草類、セメント、麥粉、石油、米、包蓆等なり今四十四年の貿易額を前年と對照すれば左の如し

前年との對照

Table with columns for years (1904-1914) and categories: 輸移出, 輸移入, 比較増減△減. Includes numerical values and percentage changes.

Table with columns for years (1904-1914) and categories: 外國輸入, 内地移入, 朝鮮移入, 輸出超過, 比較増減△減. Includes numerical values and percentage changes.

昨年の貿易が斯かる好成績を現せしは本島一般の經濟界極めて順調にして諸般産業の發展殊に製糖業の殷盛、政府事業の繼續、輸出税廢止の影響移住内地人の増加本島人の風俗推移に伴ふ嗜好の變遷等の積極的原因が新關稅の増加、風水の災害支那革命動亂影響等の如き消極的原因に打ち勝ちたる結果なりと謂ふべし

(一)外國貿易 四十四年の對外國貿易は輸出一千三百七十七萬餘圓輸入一千九百五十五萬圓合計三千二百七十二萬餘圓にして輸入の輸出に超過すること六百三十七萬餘圓なり是れ即ち烏龍茶、樟腦、包種茶の輸出巨額に達せしと雖製糖機械、阿片、油糟、葉煙草、軌條、布帛類、石油、包蓆等多額の輸入ありしに因り之を前年に比すれば輸出に百十八萬圓を増し輸入に二十九萬圓を減じ差引八十九萬餘圓即二割八分を増加せり此斯く前年に比し樟腦、包種茶、龍眼、米等の減少せるに拘らず輸出額の増加せるは烏龍茶輸出の激増せると砂糖の輸出良好なりしに因る烏龍茶は前年十一月以降輸出税の廢止に加ふるに昨年米國の市況良好にして取引活潑なるを以て前年に比し價格百三十七萬圓を増したり砂糖は昨年七月以降新關稅率の施行に依り内地に於ける外國糖の輸入を防遏したると本島に於ける昨年八月末の暴風雨にて甘蔗の被害甚大なりし爲價格暴騰し輸出に四十六萬圓移出に二百十萬餘圓を増進せり又輸入の減少は内地移入貿易の隆盛に伴ふ影響なりと雖其の重要品たる阿片の減少巨額なりしと麥粉、鐵道客貨車等の減少せるに依り製糖機械、ガンニー袋、葉煙草、油糟等に於て多大の増加を見たるも遂に不振を免れざりしなり貿易の對手國は舊に依り支那を第一とし北米合衆國、英吉利、獨逸、英領印度等順次之に次げり

(二)内地貿易 四十四年の内地貿易は移出五千五百五十萬餘圓移入三千三百七十三萬餘圓合計八千五百二十四萬餘圓にして移出の移入に超過すること一千七百七十六萬餘圓なり之を前年に對比すれば増加すること移出に三百五十七萬餘圓移入に四百六十六萬餘圓合計八百二十三萬餘圓即ち一割七分なり移出貿易の増加は主として砂糖の移出巨額なりしと米價騰貴に伴ふ價格の増加せると其他銅及酒精の増加ありしに因り烏龍茶、樟腦油等の減少も遂に大勢を動かすを得ざりしなり又移入貿易の増加は本島經濟狀態の昂進に伴ふ日用品並に其他諸品の一般に増加したるに基因し米、麥粉、海産物、綿布、セメント、鐵材及鋼材等其移入増加の主たるものにして荷車、木材、肥料等に於て二三十萬圓の減少なりしも總額に於ては大なる影響を及ぼすに至らざりしなり内地貿易の對手地即ち移出入貨物の仕向地及仕出地として貿易統計表に掲名せられたるは約九十箇所ありと雖通商上至大の關係ありて移出入貿易額の多大なるは十餘箇所なり之を四十四年の移出入貿易額に徴するに大阪の二千二百四十三萬圓を筆頭とし横濱の一千七百七十七萬圓神戸の一千五百七十八萬圓東京の一千六百六十三萬圓之に次ぐ此の四箇所の貿易額は對内地貿易總額の約八割を占め門司の五百四十八萬圓名古屋の三百七十萬圓大里の百九十萬圓下ノ關の百十萬圓、長崎の百三萬圓又之に次ぎ其他百萬圓以下十萬圓以上の對手地は勝ノ浦、函館、釜石、三池、鹿兒島、那覇、四日市、青森等なり

第二十章 鐵道

鐵道の赴く處は即ち開化の赴く處、本島産業の發展と人文の啓發とは主として鐵道の利便に賴る、現在の鐵道營業哩程は縱貫線二四七哩五(基隆打狗間)鳳山線一〇哩六(打狗九曲堂間)淡水線一三哩二(臺北淡水間)臺東線二〇哩八(花蓮港鳳林間)阿里山線八哩八(嘉義竹頭崎間)合計三三三哩二なり縱貫線は本島の二大港たる基隆打狗の兩港を南北に連絡せる客貨移動の大動脈にして淡水線は本島の首府臺北と南清貿易の要港たる淡水とを連結せり鳳山線は打狗より鳳山を経て淡水溪右岸九曲堂に達し更に九曲堂阿寮間六哩餘の線路敷設工事を起し四十六年度に竣成する豫定なり阿里山鐵道延長四十哩は四十五年中に完成すべし臺東鐵道は東部臺灣開發の第一著歩として花蓮港璞石閣間五十七哩の線路を敷設するの計畫にて四十二年以降六箇年の繼續事業たり工事の工程は順次竣功するに従ひ營業を開始し四十四年度内に花蓮港鳳林間二〇哩強開通したり此の鐵道は經費の節約を願感して暫く二呎六吋の狹軌を用ひ隧道橋梁の如きは三呎六吋標準に依りて築造し以て他日東西連絡の便に供するの設計に出でたり愈々竣工の曉きに至らば東部臺灣の富源開發せられ同地方の産業界一新生面を拓くべく延いて更に時勢の要求に應じ中央山脈以東の平野と西海岸とを連絡するの鐵道敷設を見るも蓋し遠きにあらざるべし尙臺北基隆間の鐵道線路は運輸交通の關係に於て複線と爲すの必要

あるより工事費一、〇二六、二〇〇圓を四十五年度より四十七年に至る三箇年度の繼續費として支出敷設することゝなれり

運輸營業の狀況は年を逐ひて良好に向ひ四十五年度の鐵道収入は四、八〇一、六五八圓の豫定なり鐵道に關する諸表次の如し

収入に對する取扱實數 (各年度)

年 度	旅 客	貨 物	小手荷物	年 度	旅 客	貨 物	小手荷物
明治三十二年	2,553,861	1,232,374	1,010,000	明治三十八年	2,975,567	1,330,000	1,010,000
同 三十三	2,553,861	1,232,374	1,010,000	同 三十九	2,975,567	1,330,000	1,010,000
同 三十四	2,553,861	1,232,374	1,010,000	同 四十	2,975,567	1,330,000	1,010,000
同 三十五	2,553,861	1,232,374	1,010,000	同 四十一	2,975,567	1,330,000	1,010,000
同 三十六	2,553,861	1,232,374	1,010,000	同 四十二	2,975,567	1,330,000	1,010,000
同 三十七	2,553,861	1,232,374	1,010,000	同 四十三	2,975,567	1,330,000	1,010,000

鐵道乗客及貨物賃金

年 度	乗 客	貨 物	計	年 度	乗 客	貨 物	計
明治三十年	1,250,000	1,000,000	2,250,000	明治三十七年	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十一年	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 三十八	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十二年	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 三十九	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十三年	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 四十	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十四	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 四十一	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十五年	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 四十二	2,000,000	1,500,000	3,500,000
同 三十六	1,250,000	1,000,000	2,250,000	同 四十三	2,000,000	1,500,000	3,500,000

主要貨物の品名數量

品 名	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
樟腦及腦油	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
石炭	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
石炭及木炭	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
薪炭	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
穀類	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
製糖	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
砂糖	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
甘藷	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
食鹽	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
煙草	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
野菜及果	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
食料	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
紙魚	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
紙干	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
金銀	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
石灰セメント	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
石油	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250

鐵道營業收支

第二十二章 郵便

領臺前の本島に在りては未だ郵便制度として見るべきものあらざりし二十八年我軍隊の澎湖島を占領せるに當り同廳内に始めて野戰郵便局を設置せり是れ本島に於ける郵便制度の嚆矢にして當時軍隊の前進に伴ひ兵站部所在地に之を設置し二十九年四月民政施行の際該郵便局二十箇所は普通郵便及電信局に改め等級を一二等に定めて其の業務を開始し三十三年に至り電話交換局を設け後郵便局として電信電話事務を兼掌せしめ爾來母國の制度と同一の方針を取りて施設經營し殊に本島人を啓發して通信機關の便益を知らしむるに努め一般の施設經營其の宜しきを得て非常の發達進歩を現はせり

(一) 通信官署及郵便線路 四十四年度末現在の通信官署数は一等局二、二等局一三、三等局二八、出張所七一、無集配三等局二六合計一四〇郵便取次所四三に上り一局所に對する面積は九方里〇四人口二、四六九にして寒村僻地の人民も通信機關の利便に浴し之を利用するもの益々多きを加ふ而かして四十三年度末陸路郵便線路の實里程は通常道路二四七里鐵道百五十里、輕便鐵道七九里合計四七六里水路郵便線路は本島内地間本島沿岸及本島と支那對岸間なり

(二) 通常及小包郵便 通常郵便取扱数は累年概ね一割乃至二割増加し四十三年度に於ける引受發達合計六〇、三〇九、九七七通に上り之を二十九年年度に比すれば約六倍の増加なり小包郵便亦累年約一割以上の比を以て増加し四十三年年度の取扱物數引受配達合計八九六、六七二箇にして三十年度に比し四倍強の増加を示せり

(三) 郵便爲替貯金取立金及振替貯金 郵便爲替貯金は二十九年民政施行の際は尙ほ野戰組織の取扱を爲せしも同年八月に至り之を改めて普通業務の取扱とし郵便取立金は同年十月電信爲替は同月より島内のみ取扱を開始したりしが三十二年十二月之を擴張して本島内地間に及せり又外國爲替は三十一年五月開始し降りて三十三年十月改正郵便爲替貯金法を本島に施行し郵便振替貯金は三十八年八月一般拂込拂渡を開始し四十三年四月に至り加入者口座を設け以て本島在住商工業者等の利便を計れり郵便爲替等に關する統計次表の如し

本島振出郵便爲替累年比較 △、減

年 度 別	當年度内振出高	前年度と比較増減	同上割合	當年度内振出高	前年度と比較増減	同上割合
明治二十九年	107,137	107,137	100%	150,068	42,931	140%
同 三十一年	116,000	8,863	108%	150,068	34,068	129%
同 三十二年	228,000	111,999	197%	150,068	34,932	106%
同 三十三年	330,000	102,000	151%	150,068	34,932	106%
同 三十四年	268,000	-62,000	81%	150,068	34,932	106%
同 三十五年	277,000	9,000	101%	150,068	34,932	106%
同 三十六年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 三十七年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 三十八年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 三十九年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 四十年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 四十一年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 四十二年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%
同 四十三年	277,000	0	100%	150,068	34,932	106%

本島人の郵便爲替振出 本島人にして郵便爲替を振出すものも亦年一年と増加し内地人の振出に比較するに本島人の振出は口數に於て平均八分三厘金額は一割四分五厘の割合に當り而して年々口數一分一厘金額一分七厘宛の増加を爲すは之又本島人が郵便爲替に依る送金機關の安全なるを漸次覺知し之を利用するに至りたるものなるべし

内地人郵便爲替振出割合
本島人郵便爲替振出割合

年次	内地		本島		内地人郵便に於ける本島人振出の割合		同上割合	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
明治二十九年	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十年	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十一	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十二	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十三	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十四	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十五	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十六	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十七	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十八	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十九	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十一	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十二	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十三	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03

内地關係郵便爲替 本島より振出し内地に於て拂渡たる郵便爲替は四十三年度末迄の取扱口数は三百十萬五千五百口、金額四千三百八萬三千圓にして内地振出のもの本島に於て拂渡たる口数は四十二萬六千七百口其金額五百萬圓なり

本島内地關係爲替金累年比較
(内地中には初野及清國を含む)

年次	内地		本島		内地人郵便に於ける本島人振出の割合		同上割合	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
明治二十九年	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十年	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十一	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十二	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十三	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十四	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十五	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十六	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十七	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十八	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同三十九	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十一	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十二	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03
同四十三	10,816	1,868,800	1,112	1,232,000	10,816	1,868,800	0.07	0.03

郵便取立金の取立 三十三年度より四十三年度に至る十一箇年間に本島に於て取立たる郵便取立金の口数は八十七萬二千二百口其金額一千二十三萬一千圓にして一箇年平均八萬四千八百口金額九十九萬五千圓に當り而して一箇年平均口数に於て一割一分二厘金額一割三分八厘の増加を爲しつゝあり

本島取立郵便取立金累年比較

年次	前年度内取立高		前年度と比較増減		前年度内取立高		前年度と比較増減	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
明治三十三年	10,816	1,868,800	同上	同上	10,816	1,868,800	同上	同上

郵便振替貯金口座受拂(第二表)

年次	口受		口拂		年次	口入		口出		
	金額	口数	金額	口数		金額	口数	金額	口数	
明治四十三年度	1,625,000	11,147	1,000,000	7,742	同	1,037,000	7,311	1,625,000	11,147	
備考	本表口数及金額は基本金を含む									

内地人及本島人郵便貯金年度末現在高

年次	内地人		本島人		年次	内地人		本島人	
	金額	口数	金額	口数		金額	口数	金額	口数
明治二十九年	3,866,000	25,232	1,000,000	10,000	明治三十七年	4,750,000	30,000	1,300,000	8,000
同三十年	10,750,000	68,566	2,300,000	11,000	同三十八年	5,100,000	32,000	1,400,000	8,500
同三十一年	14,000,000	87,133	2,800,000	13,000	同三十九年	5,500,000	34,000	1,500,000	9,000
同三十二年	17,200,000	107,200	3,200,000	15,000	同四十年	5,800,000	35,000	1,600,000	9,500
同三十三年	20,000,000	126,667	3,600,000	17,000	同四十一年	6,100,000	36,000	1,700,000	10,000
同三十四年	22,500,000	143,333	3,900,000	18,000	同四十二年	6,400,000	37,000	1,800,000	10,500
同三十五年	25,000,000	160,000	4,200,000	19,000	同四十三年	6,700,000	38,000	1,900,000	11,000
同三十六年	27,500,000	176,667	4,500,000	20,000					

第二十三章 電信

二十九年民政創始當時の電信線路延長は僅かに約一九一里の陸上線と安平澎湖島間約五二哩の海底電線ありに過ぎざりしが四十三年度末には陸上線の延長七〇七里餘に達し且電信線を電話線に共用せるもの一五一里餘を算し海底線は現今遞信省所屬に係る淡水長崎間六七二哩、淡水那霸間五二五哩、淡水福州間一五〇哩は孰も本島發着電報に關係を有するに至れり

二十九年年度末電信局所の數は一等局三、二等局二四、支局二、合計二九箇所なりしが四十四年度末に至りては一等局二、二等局二三、一等局及二等局の出張所四五、三等局四〇同出張所一一、無線電信海岸局一、電信取扱所一九合計一三一箇所の多きに及び一局所に對する面積九方里強人口二四、一八五人の割合なり、電報通數は年々増加し四十四年度の發着總通數一、二四三、四八三通此の料金三〇〇、二二〇圓に上れり電信に關する統計次表の如し

電信線 (公衆通信の用に供するもの)

各年度三月三十一日

年次	陸上線		海底線		無線線		海岸線	
	延長	口数	延長	口数	延長	口数	延長	口数
明治三十一年	191	1,000	52	1,000	0	0	0	0
同三十二年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十三年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十四年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十五年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十六年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十七年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十八年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同三十九年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同四十年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同四十一年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同四十二年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同四十三年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0
同四十四年	707	3,500	52	1,000	0	0	0	0

Xは他の線路に添架のものなり

内外國發着電報の一(總數)

年次	有發料		無料		計信		有發料		無料		計信	
	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數
明治二十九年	1,253,331	1,253,331			1,253,331	1,253,331			1,253,331	1,253,331		
同三十年	1,323,331	1,323,331			1,323,331	1,323,331			1,323,331	1,323,331		
同三十一	1,400,000	1,400,000			1,400,000	1,400,000			1,400,000	1,400,000		
同三十二	1,500,000	1,500,000			1,500,000	1,500,000			1,500,000	1,500,000		
同三十三年	1,600,000	1,600,000			1,600,000	1,600,000			1,600,000	1,600,000		
同三十四	1,700,000	1,700,000			1,700,000	1,700,000			1,700,000	1,700,000		
同三十五年	1,800,000	1,800,000			1,800,000	1,800,000			1,800,000	1,800,000		
同三十六	1,900,000	1,900,000			1,900,000	1,900,000			1,900,000	1,900,000		
同三十七	2,000,000	2,000,000			2,000,000	2,000,000			2,000,000	2,000,000		
同三十八	2,100,000	2,100,000			2,100,000	2,100,000			2,100,000	2,100,000		
同三十九	2,200,000	2,200,000			2,200,000	2,200,000			2,200,000	2,200,000		
同四十	2,300,000	2,300,000			2,300,000	2,300,000			2,300,000	2,300,000		
同四十一	2,400,000	2,400,000			2,400,000	2,400,000			2,400,000	2,400,000		
同四十二	2,500,000	2,500,000			2,500,000	2,500,000			2,500,000	2,500,000		
同四十三年	2,600,000	2,600,000			2,600,000	2,600,000			2,600,000	2,600,000		

内外國發着電報の二(本島人)

年次	發信者		發信者數		年次	發信者		發信者數	
	金額	通數	金額	通數		金額	通數	金額	通數
明治三十年	5,500,000	5,500,000	100	100	明治三十七年	5,000,000	5,000,000	100	100
同三十一	5,500,000	5,500,000	100	100	同三十八年	5,000,000	5,000,000	100	100
同三十二	5,500,000	5,500,000	100	100	同三十九年	5,000,000	5,000,000	100	100

年次	發信者		發信者數		年次	發信者		發信者數	
	金額	通數	金額	通數		金額	通數	金額	通數
同三十三年	1,600,000	1,600,000	100	100	同四十年	1,500,000	1,500,000	100	100
同三十四	1,500,000	1,500,000	100	100	同四十一年	1,500,000	1,500,000	100	100
同三十五年	1,500,000	1,500,000	100	100	同四十二年	1,500,000	1,500,000	100	100
同三十六	1,500,000	1,500,000	100	100	同四十三年	1,500,000	1,500,000	100	100

第二十四章 電話

三十三年電話事業創始の際はその局所僅かに五箇所にして通話取扱數も僅少なりしが爾來年々増加し四十四年度に至りては局所數九一加入者内地人三、〇九五本島人三七四通話度數區域内一四、九八〇、七三三區域外四一、〇七二通話區域一、三八〇市外電話回線一〇四電話線路の互長四六七里同延長三、五二四里電話收入三六九、二二二圓に上り著るしく發達せり其の統計左の如し

電話線

各年度三月三十一日

年次	線路		線路		線路		線路		線路		線路	
	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數	金額	通數
明治三十六年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十七年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同四十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

同 四十三年 〇〇〇〇〇〇 x 〇〇〇〇〇〇 x 〇〇〇〇〇〇 x 〇〇〇〇〇〇 x 〇〇〇〇〇〇 x 〇〇〇〇〇〇
 本表の外水底線明治三十八年度線路及線條各一〇町心線一里四丁なり×は電信柱に添架の電話線條なり

電 話

種別	明治年度	人員	度	料	金	電話所	料	金	度	料	金
一區域内	明治三十六年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十七年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十八年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十九年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 四十年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 四十一年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 四十二年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 四十三年	六五	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	明治三十六年	二四	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十七年	二四	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十八年	二四	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三
	同 三十九年	二四	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	一六三

加入者人員は各年度三月三十一日の現在なり

第二十五章 築港

本島には天然の良港なし當局は夙に運輸交通上基隆打狗兩港を修築するの極めて急要なるを認め基隆港は三十一年防波堤の築造及港内浚渫計畫を立てし其の成立を見るに至らず僅に港内一部の浚渫工事と築地周圍石垣及船舶溜所を完成せんが爲三十二年度より三十五年度に至る四箇年繼續事業として豫算二百萬圓の支出を得たるを以て直に之が施行に著手し三十六年七月に至り第一期の竣工を告ぐるに至れり斯の如くにして第一期工事は完成したりと雖素と築港一部の竣工にして將來に企畫せる第二期準備工事たるに過ぎざりし故に年々基隆築港維持費として若干の豫算を受け維持工事を繼續し來れるも此の間に於ける本港貿易の進歩は國家經濟上其他諸般の點より觀察して第二期築港は一日も遷延する能はざる事情あるより三十九年第二十三議會に於て基隆築港費總豫算額六百二十萬圓を三十九年度より四十五年度に至る七箇年繼續事業の支出を議決せり爾來當局は第二期計畫の實現に努め今や大半其の功程を竣り岸壁には三千噸内外の汽船四隻六千噸型一隻繫船浮標には三千噸内外の汽船七隻六千噸内外の汽船一隻計十三隻を繫留し二十五萬噸の貨物を吞吐するの壯觀を呈せり然るに近來米國よりは一萬噸以上の船舶出入するも一萬噸以上の大船巨船は今日の設備にては猶ほ港外に碇泊せざるべからず又水深も當時二十八尺乃至三十尺に過ぎざりしが少なくも三十二尺の水深を要するに至り貨物の如きも四十四年は二十六七萬噸に上り今日に於ては四十五萬噸以上の計畫を要するに至りたる故更に四十五年度より工事費五百十七萬圓を増加し擴張工事を行ふこととなれり

本島南部に良港を修築するの急務なることは朝野一般の認識する所にして此の急需に應ずるには打狗港を措きて他に適當なる港灣を求むること能はず當局は築港費豫算額四百七十三萬三千圓を以て四十一年度より四十六年度に至る六箇年の繼續事業として豫定の工事を進行し來り四十三年三月其の年限を短縮し四十五年度に互り五箇年繼續事業に變更せり此の築港計畫は重要貨物噸數一箇年約三十五萬噸を吞吐するを標準とし岸壁に三千噸以下の船舶十隻を繫留し之に相當する上家倉庫を造り以て水陸の連絡を爲すに在りしが既に第

一期工事は殆ど完成し岸壁長さ四百八十間には三千噸の船舶十隻浮標に三隻合計十三隻を同時に内海に容れ得るに至れり而して打狗は臺灣南部に於ける農工主要産物の輸出港にして遠からざる將來には産業の發展に伴ひて現在の約二倍以上の貨物を吞吐するに至るべく吃水も今日の二十尺を三十尺以上に變更するの必要を生じ且防波堤及港口擴張の必要上四十五年より更に千餘萬圓の工事費を増加し擴張工事に著手せり

第二十六章 財政

臺灣の財政は特別會計と地方稅會計の二者より成り特別會計は始め本島の收入と國庫補充金を以て歳入とし收入の増加に伴うて漸次國庫補充金を遞減し四十三年度を期して獨立の經濟を立つるの目的なりしに當局の施設其の宜しきを得たる結果として之が豫定に先ち早くも三十八年度より全く其の目的を達し財政の獨立を爲したるは一段の進境と云ふべし地方稅會計は地租附加税を除くの外特別會計の賦課せざる物件に附加して得たる收入金と特別會計の補足金とを以て歳入とし地方廳費其の他の支出に充て特別會計と相待ちて本島の經營を爲すの目的にて制定せしものなり

一 四十五年年度歳出入 四十五年年度特別會計歳出入額は經常部歳入額三八、〇五七、一五九臨時部歳入額七、二六八、三四九合計四五、三二五、五〇八經常部歳出額二七、四一五、二九四臨時部歳出額一七、九一〇、二一四計四五、三二五、五〇八にして其の内容左の如し

内 地	▲歳入經常部		地方稅補足	
	四十五年度	四十四年度	四十五年度	四十四年度
酒	1,250,000	1,050,000	250,000	250,000
砂糖	2,500,000	2,300,000	500,000	500,000
製糖	1,500,000	1,400,000	300,000	300,000
地租	1,000,000	1,000,000	200,000	200,000
其他	1,500,000	1,500,000	300,000	300,000
合計	7,268,349	6,549,000	1,350,000	1,350,000

所 得	▲歳入經常部		備 考
	四十五年度	四十四年度	
織物	1,500,000	1,500,000	
石油	1,000,000	1,000,000	
石炭	500,000	500,000	
其他	1,500,000	1,500,000	
合計	4,500,000	4,500,000	
官有及官有財産收入	1,000,000	1,000,000	
郵便電信收入	1,000,000	1,000,000	
食鹽	1,000,000	1,000,000	
樟腦	1,000,000	1,000,000	
阿片	1,000,000	1,000,000	
煙草	1,000,000	1,000,000	
森林	1,000,000	1,000,000	
醫院	1,000,000	1,000,000	
鐵道	1,000,000	1,000,000	
同旅館	1,000,000	1,000,000	
電氣	1,000,000	1,000,000	
水租	1,000,000	1,000,000	
度量衡	1,000,000	1,000,000	
因徒工	1,000,000	1,000,000	
官有地小作料	1,000,000	1,000,000	
官有物貸下料	1,000,000	1,000,000	
印紙	1,000,000	1,000,000	
諸免許及手数料	1,000,000	1,000,000	
雜稅	1,000,000	1,000,000	
合計	10,000,000	10,000,000	

備 考	四十五年度	四十四年度
臺南	1,000,000	1,000,000
嘉義	1,000,000	1,000,000
打狗	1,000,000	1,000,000
基隆	1,000,000	1,000,000
河川	1,000,000	1,000,000
鐵道	1,000,000	1,000,000
港灣	1,000,000	1,000,000
淡水	1,000,000	1,000,000
道路	1,000,000	1,000,000
市區	1,000,000	1,000,000
電信	1,000,000	1,000,000
災害	1,000,000	1,000,000
鐵道	1,000,000	1,000,000
初年度	1,000,000	1,000,000
修繕	1,000,000	1,000,000
新設	1,000,000	1,000,000
臺北	1,000,000	1,000,000
農事	1,000,000	1,000,000
講習	1,000,000	1,000,000
臺灣	1,000,000	1,000,000
總務	1,000,000	1,000,000
中央	1,000,000	1,000,000
總務	1,000,000	1,000,000

警察及沒收金	1,200,000	3,600,000	阿里山經營	1,800,000	4,000,000
雜價	10,000	30,000	臺北基隆	150,000	500,000
▲歲入臨時部	1,210,000	3,630,000	林野整理	150,000	500,000
官有物拂下代	100,000	300,000	南濱南洋貿易	100,000	300,000
物品拂下代	100,000	300,000	舊債及法務調查	100,000	300,000
圖書拂下代	100,000	300,000	土地整頓登錄地調查	100,000	300,000
地所拂下代	100,000	300,000	衛生	100,000	300,000
建物拂下代	100,000	300,000	傳染病預防費	100,000	300,000
公債募集金受入	1,000,000	3,000,000	地方病及傳染病調查	100,000	300,000
前年度繰入金	1,000,000	3,000,000	勸業	100,000	300,000
▲歲出經常部	1,000,000	3,000,000	茶樹栽培試驗及推廣獎勵	100,000	300,000
總務費	100,000	300,000	製茶販賣	100,000	300,000
法務費	100,000	300,000	園藝試驗	100,000	300,000
地方法院費	100,000	300,000	植物試驗	100,000	300,000
内地稅徵收費	100,000	300,000	礦物及地質調查	100,000	300,000
港務費	100,000	300,000	保安林調查	100,000	300,000
警察官及司獄官練習所	100,000	300,000	福音場費	100,000	300,000
監獄	100,000	300,000	水產試驗漁業整理	100,000	300,000
醫學	100,000	300,000	造林	100,000	300,000
醫學	100,000	300,000	林業試驗場費	100,000	300,000
國語學校	100,000	300,000	甘蔗栽培及試驗費	100,000	300,000
中國學校	100,000	300,000	產業實習及獎勵	100,000	300,000
高等女學校	100,000	300,000	獸疫調查	100,000	300,000
高等女學校	100,000	300,000	害蟲調查	100,000	300,000

諸習場	1,200,000	3,600,000	獸疫預防	1,800,000	4,000,000
稅關	10,000	30,000	害蟲預防	150,000	500,000
通信費	100,000	300,000	勸業補助	100,000	300,000
鐵道作業費	100,000	300,000	移民獎勵	100,000	300,000
專賣局費	100,000	300,000	航海補助	100,000	300,000
研究費	100,000	300,000	航空補助	100,000	300,000
電氣作業費	100,000	300,000	學校補助	100,000	300,000
阿里山作業費	100,000	300,000	免四保護補助	100,000	300,000
農事試驗場	100,000	300,000			
一般會計繰入金	1,000,000	3,000,000			

即ち經常歳入は年と共に自然増收を來し臨時部は本年度以後公債募集若しくは借入金全廢の豫定なりしも不幸風水害の結果年度繰入金額に大なる差を生じ依然として公債借入金受入二百萬圓以上の計上を除儀なくせられたるも四十六年度以降に於ては之が計上を見ざるに至るべく經常歳出は本年度に於て港務所官制の新たに發表せられたるに伴ひ從來の港務費に多大の増加を來し阿里山伐木の開始と共に同作業費十七萬餘圓を新たに計上し歳出臨時部に於ては臺北醫院、電信電話建設、道路橋梁費及び臺南水道臺北基隆複線、造林、漁業實習及獎勵等は新事業の主たるものなり

(二) 四十五年度地方稅收支 四十五年度の地方稅收支豫定額は經常部收入三、六二一、六六一臨時部收入一、五五五、八八七計五、一七七、五四八經常部支出四、〇九八、五二二臨時部支出一、〇七九、〇三六計五、一七七、五四八にして其の内容左の如し

▲収入ノ部	四十五年 度		四十四年 度	
	金額	種類	金額	種類
經常部	3,312,761	地方稅	3,312,761	地方稅
地租附加稅	2,312,761	地稅	2,312,761	地稅
家業稅	28,000	家業稅	28,000	家業稅
營業稅	68,000	營業稅	68,000	營業稅
雜稅	2,312,761	雜稅	2,312,761	雜稅
臨時部	1,552,600	臨時部	1,552,600	臨時部
國庫補助金	1,552,600	國庫補助金	1,552,600	國庫補助金
總計	4,865,361	總計	4,865,361	總計
▲支出ノ部	四十五年 度		四十四年 度	
經常部	4,865,361	經常部	4,865,361	經常部
地方稅	4,865,361	地方稅	4,865,361	地方稅
國庫補助金	1,552,600	國庫補助金	1,552,600	國庫補助金
臨時部	1,552,600	臨時部	1,552,600	臨時部
總計	4,865,361	總計	4,865,361	總計
衛生費	1,200,000	衛生費	1,200,000	衛生費
水道費	1,000,000	水道費	1,000,000	水道費
公債費	1,000,000	公債費	1,000,000	公債費
勸業費	1,000,000	勸業費	1,000,000	勸業費
救災費	1,000,000	救災費	1,000,000	救災費
地方稅	1,000,000	地方稅	1,000,000	地方稅
拂戻及補助	1,000,000	拂戻及補助	1,000,000	拂戻及補助
諸稅	1,000,000	諸稅	1,000,000	諸稅
行政費	1,000,000	行政費	1,000,000	行政費
豫備費	1,000,000	豫備費	1,000,000	豫備費
臨時部	1,552,600	臨時部	1,552,600	臨時部
警務費	1,552,600	警務費	1,552,600	警務費
防疫費	1,552,600	防疫費	1,552,600	防疫費
船舶補助費	1,552,600	船舶補助費	1,552,600	船舶補助費
總計	4,865,361	總計	4,865,361	總計

即ち收入の部に於ては新に酒類移入業稅廢止の結果約四萬餘圓の收入減と國庫補助金亦多少の減額を見たりも其の他の歳入は一般に自然增收を來たし支出の部に於ては衛生勸業の兩費を除くの外總て増加し其の最も多く増額したるは教育費なり財政に關する統計は次表の如し

臺灣總督府歳入(圓)

年 度	經常部	臨時部	計	年 度	經常部	臨時部	計
明治二十九年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	明治三十七年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	三十八年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十一 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	三十九年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十二 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十三 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十一 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十四 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十二年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十五 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十三年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十六 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十四 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361

臺灣總督府歳出(圓)

年 度	經常部	臨時部	計	年 度	經常部	臨時部	計
明治二十九 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	明治三十七 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	三十八年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十一 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	三十九年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十二 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十三 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十一 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十四 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十二年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十五 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十三年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361
三十六 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361	四十四 年 度	2,312,761	1,552,600	3,865,361

地方稅收入(圓)

年 度	經常部	臨時部	計	年 度	經常部	臨時部	計
明治三十一年度	1,400,000	110,000	1,510,000	明治三十八年度	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十二年	1,400,000	1,000,000	2,400,000	同 三十九年	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十三年	1,400,000	1,000,000	2,400,000	同 四十一年	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十四年	1,400,000	1,000,000	2,400,000	同 四十二年	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十五年	1,400,000	1,000,000	2,400,000	同 四十三年	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十六年	1,400,000	1,000,000	2,400,000	同 四十四年	2,200,000	2,200,000	4,400,000
同 三十七年	1,400,000	1,000,000	2,400,000				

地方税支出 (圓)

年 度	經常部	臨時部	計	年 度	經常部	臨時部	計
明治三十一年度	1,300,000	1,000,000	2,300,000	明治三十八年度	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十二年	1,300,000	1,000,000	2,300,000	同 三十九年	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十三年	1,300,000	1,000,000	2,300,000	同 四十一年	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十四年	1,300,000	1,000,000	2,300,000	同 四十二年	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十五年	1,300,000	1,000,000	2,300,000	同 四十三年	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十六年	1,300,000	1,000,000	2,300,000	同 四十四年	1,300,000	1,000,000	2,300,000
同 三十七年	1,300,000	1,000,000	2,300,000				

第二十七章 衛生

領臺の初めに當りてや本島の衛生設備は全く之を缺けり二十八年總督官房に衛生事務所を置きて衛生事務を管掌せしめ後公衆衛生の事務は民政局内務部警保課に掌理せしめたりしが二十九年衛生課の設置と共に之

を同課に移し爾來衛生行政に關する諸般の制度を設け専ら之を督勵せしに依り漸次面目を改め一般の衛生的施設略、遺憾なきに至れり左に衛生上主要なる事項の梗概を摘録せむ

(一)阿片行政 阿片問題は領臺當時最も當局の考慮を煩はし本島の民情慣習を調査して所謂漸禁主義を取り老癯治し難きものに限り一定の規則の下に吸食を特許し阿片烟膏は官の製造專賣と爲し吸食特許者のみの需用に應ずることとし一般に對しては阿片の輸入製造賣買授受所有吸食を嚴禁し漸次阿片の害毒を除去するの政策を立て三十年臺灣阿片令及同令施行規則を發布し同年四月より實行に著手し三十三年九月に至り全島の阿片癮者一六九、〇六四人に對し阿片吸食を許したり爾來吸食特許者の死亡若は廢烟に依りて年々其の數を遞減し四十三年末に於ける吸食者現在員は九八、九八七人に遞減し著々好果を收めつゝあり(尙ほ專賣の部を參照すべし)

(二)保健 (イ)上水下水 水道を敷設して清潔善良なる上水を供給し下水を築造して汚水の排除を計るは衛生上最も緊要とする所なるを以て總督府に於ては早くより之を企畫し本島樞要の地に於ては既に其の工事を竣へ或はその計畫中に屬するもの亦尠ならず現在水道を敷設しある市街は臺北、滬尾、基隆、彰化、金包里士林、北投にして下水規則を施行しある市街は臺北、基隆、宜蘭、新竹、臺中、臺南の各地なり (ロ)家屋建築 下水工事の施行に當りては毎に之に伴うて市區を改正し井然たる街衢を設けて採光通風に使せむことを計り陋鬱なる本島家屋の構造改善されたるもの多く現に家屋建築規則を施行しつゝある市街は臺北、基隆、新竹、嘉義、臺南、打狗なり (ハ)市場 善良なる飲食物を供給し其の他生活上必要なる物品を販賣するの便宜を與ふる爲め歐米の例に倣ひ衛生的設備の下に市場を改築せし市街は臺北、臺南、臺中、嘉義、彰化、新竹桃園、基隆、斗六、鹽水港、打狗、鳳山、北港、鹿港、打猫、媽宮、枋橋、滬尾、苗栗なり (ニ)汚物掃除 主要市街地に於ては常時強制的汚物の掃除を施行せしめ又毎年二回本島一般に大清潔法を施行するの例にして汚物掃除規則を施行しある市街は臺北、基隆、宜蘭、新竹、臺中、彰化、嘉義、臺南、安平、打狗なり (三)防疫 八種傳染病は先年清國又は内地に於て虎列刺、痘疹等流行の際一時其の侵襲を受けたることあり

しも流行するに至らずして熄滅せしが其の他は赤痢、腸炎扶斯の如き四時を通じて發生するも少數の患者ありのみ而して常時に於ても海港檢疫を始め豫防上周到なる規定の設けあり又種痘は通常一回施行を原則とする等爾他特種の進歩を示すもの甚しとせず而して「ベスト」「マラリヤ」豫防に就ては近年民間に防疫組合を組織せしめ官の施設と相俟つて防遏のことに當らしめ其の成績稍、良好なるが如し

「ベスト」 明治廿九年本病初發以來一時病勢猖獗なりしも今や大に衰へ唯嘉義を距る西方十餘里樸仔脚街附近の地方に於て春夏の候少數の患者を發生するに止まり本年の如き初發以來僅かに六十八人(四月七日現在)の患者を見るに過ぎず病勢亦頗る累緩慢にしてを他地方に及ぼすが如き憂なしベスト患者累年表は左の如し

年 別	患 者	死 者	年 度	患 者	死 者
明治四十一年	1,300	100	明治四十四年	77	3
同 四十二年	1,000	60	同 四十五年	6	0
同 四十三年	1,000	60		6 (四月七日現在)	0

「マラリヤ」 本島の風土病中最も注意すべきものにして領臺當時に於ては内地人の之に斃るゝ者極めて多かりしが近年衛生上の施設漸次歩武を進むるに従ひ僅に二三地方に於て流行するのみなるも年々一萬以上の本病死者を出し今尙ほ島民死亡の大原因なりと云ふを得べし總督府は昨四十四年より上述の如く本病防遏の爲特に防疫醫官及防疫隊を派遣し日夜精勵之が掃滅に盡瘁せしめ居れり而して其の成績概して佳良なり左にマラリヤ防遏成績を表示すべし

檢血人員百に付原蟲携帶者

明治四十四年四月	花蓮港街	瑞石庄	竹頭崎庄	樟脚寮	阿緞街	鳳山街	明治四十四年十月	花蓮港街	瑞石庄	竹頭崎庄	樟脚寮	阿緞街	鳳山街
33	38	1	1	1	1	1	33	30	30	21	1	30	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月
23	22	29	33	33	36	33	33	33	33	33	33	33	33
75	106	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
56	50	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
52	50	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

總督府の特別防遏方法に依り臺北廳北投、金包里、瑞芳及臺中廳員林に於ても「マラリヤ」防遏法施行中なるが其の成績亦良好なりと云ふ

(四)醫事 (イ)官立醫院 本島の醫事行政も漸次良好に進み官立醫院に於て取扱ふ患者數の如き年々増加し四十三年末に於ては十年前に比し其の數約二倍に達し九十二萬〇七百七十六人を算するに至れり官立醫院を設置しある市街は臺北、基隆、宜蘭、新竹、臺中、嘉義、臺南、阿緞、卑南、花蓮港、媽宮なり (ロ)公醫 各廳下樞要の地八十八箇所に配置し之に所定の手當を與へ公衆衛生上の補翼機關たらしめ傍ら開業を許せり (ハ)本島人醫師 三十二年醫學學校創立以來今日迄の卒業生百八十一名にして官衙、病院に在職する者あるも其の大部は各地に開業し居れり而して其の成績頗る良好なり

第二十八章 專賣

總督府專賣局の事業は阿片食鹽樟腦及煙草の四種にして阿片は明治二十九年四月より食鹽は同三十二年五月より樟腦は同年八月より煙草は同三十八年四月より各專賣制を實施し其の收入は本島歳入中の重要財源たり今各種專賣品に就て事業開始以降の成績を左に概記すべし

(一)阿片 阿片令に依り吸食の特許を得たる者の需用する阿片煙膏の製造は當初より官業に屬し賣品には一二三等の別あるも二等は需用減退の爲三十七年度以來製造を中止せり定價は前後四回の改正を經現今は一等煙膏二十一圓三等煙膏十三圓とす其二十九年度以降四十三年度に至る製造高は左表の如し

阿片煙膏製造高

年 度	一等煙膏	二等煙膏	三等煙膏	計	年 度	一等煙膏	二等煙膏	三等煙膏	計
明治二十九年	2,274,274	2,092,274	2,592,274	7,958,822	明治三十七年	1,621,621	3,026,621	3,326,621	8,674,863
同 三十年	2,302,274	2,092,274	2,592,274	7,987,822	同 三十八年	3,026,621	3,326,621	3,626,621	9,980,863
同 三十一年	2,330,274	2,092,274	2,592,274	8,014,822	同 三十九年	3,326,621	3,626,621	3,926,621	10,880,863
同 三十二年	2,358,274	2,092,274	2,592,274	8,043,822	同 四十年	3,626,621	3,926,621	4,226,621	11,780,863
同 三十三年	2,386,274	2,092,274	2,592,274	8,072,822	同 四十一年	3,926,621	4,226,621	4,526,621	12,680,863
同 三十四年	2,414,274	2,092,274	2,592,274	8,101,822	同 四十二年	4,226,621	4,526,621	4,826,621	13,580,863
同 三十五年	2,442,274	2,092,274	2,592,274	8,130,822	同 四十三年	4,526,621	4,826,621	5,126,621	14,480,863
同 三十六年	2,470,274	2,092,274	2,592,274	8,159,822					
同 三十七年	2,498,274	2,092,274	2,592,274	8,188,822					
同 三十八年	2,526,274	2,092,274	2,592,274	8,217,822					

煙膏の賣下開始は三十年度にして同年度以降四十三年度に至る賣下數量及價額は左表の如し
阿片煙膏賣下數量及價額

年 度	一等煙膏	二等煙膏	三等煙膏	計	年 度	一等煙膏	二等煙膏	三等煙膏	計
明治三十年	2,274,274	2,092,274	2,592,274	7,958,822	明治三十七年	1,621,621	3,026,621	3,326,621	8,674,863
同 三十一年	2,302,274	2,092,274	2,592,274	7,987,822	同 三十八年	3,026,621	3,326,621	3,626,621	9,980,863
同 三十二年	2,330,274	2,092,274	2,592,274	8,014,822	同 三十九年	3,326,621	3,626,621	3,926,621	10,880,863
同 三十三年	2,358,274	2,092,274	2,592,274	8,043,822	同 四十年	3,626,621	3,926,621	4,226,621	11,780,863
同 三十四年	2,386,274	2,092,274	2,592,274	8,072,822	同 四十一年	3,926,621	4,226,621	4,526,621	12,680,863
同 三十五年	2,414,274	2,092,274	2,592,274	8,101,822	同 四十二年	4,226,621	4,526,621	4,826,621	13,580,863
同 三十六年	2,442,274	2,092,274	2,592,274	8,130,822	同 四十三年	4,526,621	4,826,621	5,126,621	14,480,863
同 三十七年	2,470,274	2,092,274	2,592,274	8,159,822					
同 三十八年	2,498,274	2,092,274	2,592,274	8,188,822					
同 三十九年	2,526,274	2,092,274	2,592,274	8,217,822					

原料阿片は主として印度産及波斯産を使用す其價格は創業以來漸次昂騰し四十四年末には百斤につき印度産は三千八百弗波斯産は三千弗内外を上下するに至れり煙膏賣下高の増減は阿片令施行の當初匪賊の跋扈警察機關の不備等に依り吸食癮者の調査に時日を要したる爲め三十三年度迄自然に賣下高の遞加ありしも三十四年度に於ては著しく減少し爾後復増加したるを見る斯の如きは漸禁制度の下に於て一見頗る奇異なりと雖も是れ蓋し周到なる取締の結果阿片の密輸入密賣買製造等を減少し又時々新癮者を網羅せる等の事情あるに由る賣下品種の歩合は三十五年以後は二等著しく減少し三等も亦漸次遞減し獨り一等のみ累々増加するの狀勢となり四十三年度には一等七分七厘三等二分三厘の割合となり是れ吸食者の生活程度が次第に向上し其の嗜好も亦之に伴ひたるものなるべし

(二)食鹽 專賣制度施行當時全島の鹽田僅々三百五十餘甲に過ぎざりしが四十三年度末に於て千三百五十二甲に増加せり島内産鹽收納高は左表の如し

食鹽收納高

年 度	收納高	年 度	收納高	年 度	收納高	年 度	收納高
明治三十二年	1,835,274	明治三十五年	1,021,274	明治三十八年	9,026,621	明治四十一年	1,012,274
同 三十三年	1,863,274	同 三十六年	1,049,274	同 三十九年	1,034,274	同 四十二年	1,040,274
同 三十四年	1,891,274	同 三十七年	1,077,274	同 四十年	1,056,274	同 四十三年	1,046,274

本島産鹽額の増加するに従ひ島内の需用額を充實し其の剩餘は之を島外に販賣するは政府の當初より計畫

せる所今や内地及朝鮮移出の外、樺太及露領沿海州方面にも亦本島鹽を需要するに至れり制度開始以降の食鹽賣渡數量は左の如し

食鹽賣渡數量

年 度	島 内		地 朝	鮮 韓	大 露領沿海州	計
	内 地	内 國				
明治三十二年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十三年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十四年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十五年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十六年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十七年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十八年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 三十九年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 四十年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 四十一年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 四十二年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤
同 四十三年	1,275,100斤	1,275,100斤				2,550,200斤

三樟腦 粗製樟腦及副産物たる樟腦油の製造は官業の外之を出願者に特許するの制にして制度開始以降粗製樟腦及樟腦油の製造高は左表の如し

粗製樟腦及樟腦油製造高

年 度	樟 腦		樟 腦 油	
	量	價	量	價
明治三十二年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十三年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十四年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十五年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十六年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十七年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十八年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十九年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十一年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十二年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十三年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円

本島に於て産出する樟腦は世界消費額の大部分を占め専賣制實施の結果自然價格の騰貴を促したる爲一時衰退せる内地の製腦業をも復興せしめ特に三十六年十月内地本島共通の専賣制を發布し名實俱に獨占的商品たるに至れり三十二年以降四十二年に至る賣渡數量は左表の如し

樟腦賣渡數量 (外國賣は曆年に依り其輸出高を示し内國賣は年度に依る)

年 度	外 國		内 國	
	量	價	量	價
明治三十二年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十三年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十四年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十五年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十六年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十七年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十八年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 三十九年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十一年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十二年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円
同 四十三年	1,275,100斤	1,275,100円	1,275,100斤	1,275,100円

四煙草 専賣煙草は内地製造煙草外國製造煙草及臺灣刻煙草の三種にして専賣局は前二者を購入し後者を製造せり

島内の葉煙草耕作は僅に臺灣刻煙草所要原料の幾分を充たすに止まり四十二年に於て其の收納葉煙草數量一、三〇四、九四九斤價額一三六、八六五圓を算するに過ぎず支那より購入したるものは却て左の如し

購入葉煙草數量及價額

年 度	數 量		價 額	
	斤	圓	斤	圓
明治三十八年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865
同 三十九年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865
同 四十年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865
同 四十一年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865
同 四十二年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865
同 四十三年度	1,304,949	136,865	1,304,949	136,865

三十八年以降各種製造煙草の購入製造及賣渡價額を賣下價格に依りて表示すれば左の如し
各種製造煙草購入製造及賣渡價額

年 度	内地製造煙草		外國製造煙草		臺灣製造煙草	
	購入高	賣渡高	購入高	賣渡高	購入高	賣渡高
明治三十八年度	1,275,000	6,575,000	1,275,000	6,575,000	1,275,000	6,575,000
同 三十九年度	2,100,000	10,100,000	1,000,000	5,000,000	1,100,000	5,500,000
同 四十年度	1,100,000	5,500,000	1,200,000	6,000,000	1,300,000	6,500,000
同 四十一年度	1,000,000	5,000,000	1,100,000	5,500,000	1,200,000	6,000,000
同 四十二年度	1,300,000	6,500,000	1,400,000	7,000,000	1,500,000	7,500,000
同 四十三年度	1,500,000	7,500,000	1,600,000	8,000,000	1,700,000	8,500,000

第二十九章 市區改正

由來本島の市街は街衢狹隘陰濕不潔にして瘴癘の氣充滿し惡疫年々猖獗を極むるの状態なりしが故に督府の創設と同時に市區改正の計畫あり二十八年度軍事費の一部を割きて先づ臺北市街の排水工事に著手し同年秋内務省衛生顧問ダブリュー、ケー、パルトン氏を聘して全島各地に就き調査を遂げ進んで東洋各殖民地を巡視して親しく熱帯亞熱帶地方に適當の設備方法を講せしめたる後新嘉坡の先例を採り下水を開渠式分離法に依るの方針を定め爾來臺北市街下水溝の設備を進め來りしが一面市街の根本義たる市區改正計畫の必要上三十二年十一月總督府及所屬官衙の高等官中より委員を擧げ臺北市區改正計畫委員會を設立し市區の區畫及街衢を定め且衛生上の施設に關する審査機關とし三十三年八月初めて臺北城内に市區改正工事を施行せりと雖當時は僅に臺北市の排水工事に著手せるに止まり三十三年十二月基隆を計畫事項に加へ臺北委員會を臺北基隆市區改正委員會と改め越えて四十三年五月更に臺灣總督府市區計畫委員會と爲し全島の市區及衛生施設に付き完全なる設計を立てしむるの諮詢機關として現今に至れり而して今日に於ては市街道路下水の改修市區改

正に着手したるは三十餘市街に及び殆ど舊態を一變せり今猶ほ進んで根本的の市區改正事業を進捗中なれば全島の市街が文明的の生活に適合すべき壯麗整齊なる街衢と爲るも蓋し遠きに非ざるべし

臺北市の市區改正 臺北市の市區改正計畫を立てたるは三十三年八月なりしが爾來市街の發展に伴ひ屢次其の設計を變更し三十八年十月に至り全市三百餘萬坪に互り人口十五萬人を收容し得べき大規模の計畫に改めたり即ち市街中央に約二萬三千坪の公園を設け舊城壁跡にはリングガーデンとして遊覽道を造り市内諸地點に圓形或は半圓形の綠樹帶あり總延長二十二里の道路には幅十二間、十間、八間、六間、五間、四間、三間の階級を付し各級共其の兩側に歩道を設けて或は之を停仔脚に利用し又は並木を栽植せり又下水計畫(總延長四十五里)は公共枝線約三尺幅迄は總て開渠とし幹線は暗渠として南門外艋舺方面(聚水面積二七八、八八三坪)東門方面(同五六四、五六八坪)大稻埕方面(同三一七、六九四坪)の三幹線と城内整理幹線三線(四四九、三三〇坪)を合して六幹線とす而して是等道路下水工事材料の主なる石材は舊城壁の石材を利用せり乃ち舊政府時代に於て人命保護上缺くべからざる防備として築きたる城壁の石材は今や等しく人命保護の目的を以て市街設備の基礎たる下水工事及び道路に轉用せられ其の虚跡は平和的健康保維に必要な「リングガーデン」の敷地と爲りたるは人文發達上最も興味深き變化と謂ふべし今二十八年度より四十四年度に至る臺北市區改正工事を示せば左の如し

自明治二十八年度至同四十四年度臺北市區改正工事業一覽表

年 度	工 事		年 度	工 事	
	費	費		費	費
明治二十八年度	1,275,000	6,575,000	明治三十三年度	1,275,000	6,575,000
同 二十九年度	2,100,000	10,100,000	同 三十四年度	1,000,000	5,000,000
同 三十一年度	1,100,000	5,500,000	同 三十五年度	1,300,000	6,500,000
同 三十二年度	1,500,000	7,500,000	同 三十六年度	1,600,000	8,000,000

明治三十七年度	同	三十八年度	同	三十九年度	同	四十年度	同	四十一年度	同
1,240,000	1,017,000	1,000,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

斯くて領臺當時陰濕不潔にして惡疫猖獗を極めし臺北市は今や純然たる歐洲風の清潔壯麗なる一大市街となり且近時衛生的に改造せられつゝある建築の發達は益々市街の美觀を添ふると共に全く疾疫瘴癘の氣を除去するに至れり

領臺以來本島重要史

- 明治二十八年 (光緒二十一年四曆)
 ○四月十七日 下の關係約成る
 ○五月十日 海軍大將子爵樺山資紀臺灣總督に任ず
 ○五月二十一日 水野遵民政局長官に任ず
 ○六月一日 近衛師團三師角上陸
 ○六月十四日 樺山總督臺北城に入る
 ○六月十七日 總督府始政式舉行
 ○八月二十六日 南進軍途中を占領す
 ○十月九日 近衛師團嘉義を占領す
 ○十月十六日 第二師團鳳山を占領す
 ○十月二十一日 兩軍臺南城を占領す
- 明治二十九年
 ○一月一日 土匯臺北城を襲ふ
 ○四月七日 折補務省を設かる
 ○六月二日 樺山總督樺山資紀に任じ陸軍中將子爵桂太郎臺灣總督に任ず
 ○六月十三日 伊藤内閣總理大臣西郷海軍大臣渡邊同日桂總督に任ず
 ○十月十四日 桂總督辭職陸軍中將乃木希典臺灣總督に任ず
 ○十月二十二日 ベスト患者初めて臺北に發生す
 ○十一月九日 乃木總督に任ず
- 明治三十年
 ○八月 暴風雨被害多し
 ○九月二十六日 臺灣銀行營業を開始す
 ○十月七日 鐵道部官制發布
- 明治三十三年
 ○一月二十四日 臺灣新聞紙條例同二十五日發給七規則發布
 ○二月二十二日 舊地の出入を禁ず
 ○七月一日 臺北及臺南に公衆電話開設
 ○八月十日 基隆築港局官制發布
 ○九月十七日 臺灣神社を官幣大社に列せらる
- 明治三十四年
 ○五月 專賣局官制發布
 ○七月二日 澎湖島に馬公要港部を置く
 ○十月二十六日 北白川宮妃殿下御渡臺
 ○十月二十七日 臺灣神社鎮座式二十八日大祭執行
 ○十一月九日 臺灣總督府官制改正民政部に警察本署及地務、財務、通信、殖産、土木五局を置く又地方官官制改正縣廳及辨務署を廢止し二十廳を置く
- 明治三十五年
 ○五月十六日 臺灣小學校官制發布
 ○六月十七日 糖務局官制發布
 ○十月 馬那邦社討伐
- 明治三十六年
 ○三月十四日 蕃地事務調査所設置
 ○七月十五日 兒玉總督内務大臣兼第十七日又文部大臣兼任
 ○十月十二日 兒玉總督内務大臣及文部大臣兼任を免じ兼課本部長に補せらる

- 一月十日 土匪鳳山を襲ふ
 ○二月二十六日 大魯閣蕃討伐開始
 ○五月八日 土匪臺北城を襲ふ
 ○五月十六日 臺灣内地間海底電信竣工
 ○六月二十八日 モリソン山を新高山と稱すべき旨御沙汰あり
 ○七月十七日 水野民政局長非職を命ぜられ曾根野夫後任
 ○七月二十一日 國語學校官制發布
 ○八月三十一日 拓植局官制廢止
- 明治三十一年
 ○二月二十六日 乃木總督辭職陸軍中將兒玉源太郎臺灣總督に任ぜらる
- 明治三十二年
 ○三月二日 曾根局長辭職後藤新平後任
 ○三月四日 國語學校に中學科を新設す
 ○三月二十八日 兒玉總督に任ず
 ○五月四日 清國政府福建省不割讓の宣言を爲す
 ○六月十八日 總督府官制改正民政部陸軍幕僚海軍幕僚を置き地方官官制を改正し三縣三府を置く
 ○十月二十二日 臺灣事務局廢止内務省に臺灣課設置
 ○十一月五日 匪徒刑罰令發布土匪討伐開始
- 明治三十三年
 ○二月一日 總督府文官服制を定む
 ○三月三十一日 醫學校官制發布
 ○四月二十六日 食鹽專賣規則發布
 ○六月二十二日 糖務專賣規則發布

明治三十七年

- 二月十一日 兒玉總督大本營參謀次長に補せらる
- 六月六日 兒玉總督滿洲軍總參謀長に補せらる
- 八月九日 内地移出米検査規則發布
- 十一月六日 嘉義大地震死者百四十五傷者百五十八

明治三十八年

- 三月三十一日 臨時土地調查局閉局
- 九月十一日 臺北に公衆電燈を點火す
- 十一月一日 臨時戶口調査實行
- 十二月二十九日 兒玉總督臺灣に凱旋

明治三十九年

- 三月十七日 嘉義大地震死者一千百餘名負傷者一千九百名
- 四月十一日 兒玉總督參謀總長に補せられ佐久間大將臺灣總督に任ぜらる

- 四月十四日 警察本署に警務課を置く
- 七月二十四日 兒玉前總督薨去
- 十一月十三日 後藤民政長官本官を免ぜられ視察已後任
- 十二月十五日 第一次彩票抽籤

明治四十年

- 二月十九日 島内長距離電話開通
- 六月五日 濁水溪鐵橋落成
- 十月一日 鳳山鐵道開通
- 十一月十五日 北埔事變

明治四十一年

- 五月二十五日 祝民政長官死去
- 五月三十日 松島艦澎湖島にて沈没
- 五月三十日 大島久滿次民政長官に任ぜらる
- 十月二十五日 臺灣縱貫鐵道開通式を臺中に舉行す
- 十二月十三日 臺東七脚川番人反抗
- 十二月十七日 南投番界前進討伐開始

明治四十二年

- 一月二十七日 南港番歸順
- 三月二十五日 臺北水道給水開始
- 四月五日 臺東巴里街事件二十七日チャロギス社討伐開始
- 十月 總督府並に地方官官制改正部署の廢置廳の廢合等あり

明治四十三年

- 五月二十二日 宜蘭方面カオカン番大討伐開始
- 七月十日 東郷大將來臺
- 七月二十七日 大島民政長官辭職
- 八月十八日 富基角の無線電信成る
- 八月二十二日 内田嘉吉民政長官に任ず

明治四十四年

- 八月 全島に互り空前の大暴風雨あり被害無算
- 十月十六日 總督府官制改正土木部を廢し土木局を置き處に作業所及臨時工事を新設す

明治四十五年四月三十日印刷

明治四十五年五月一日發行

臺北城内西門街四十七番戶

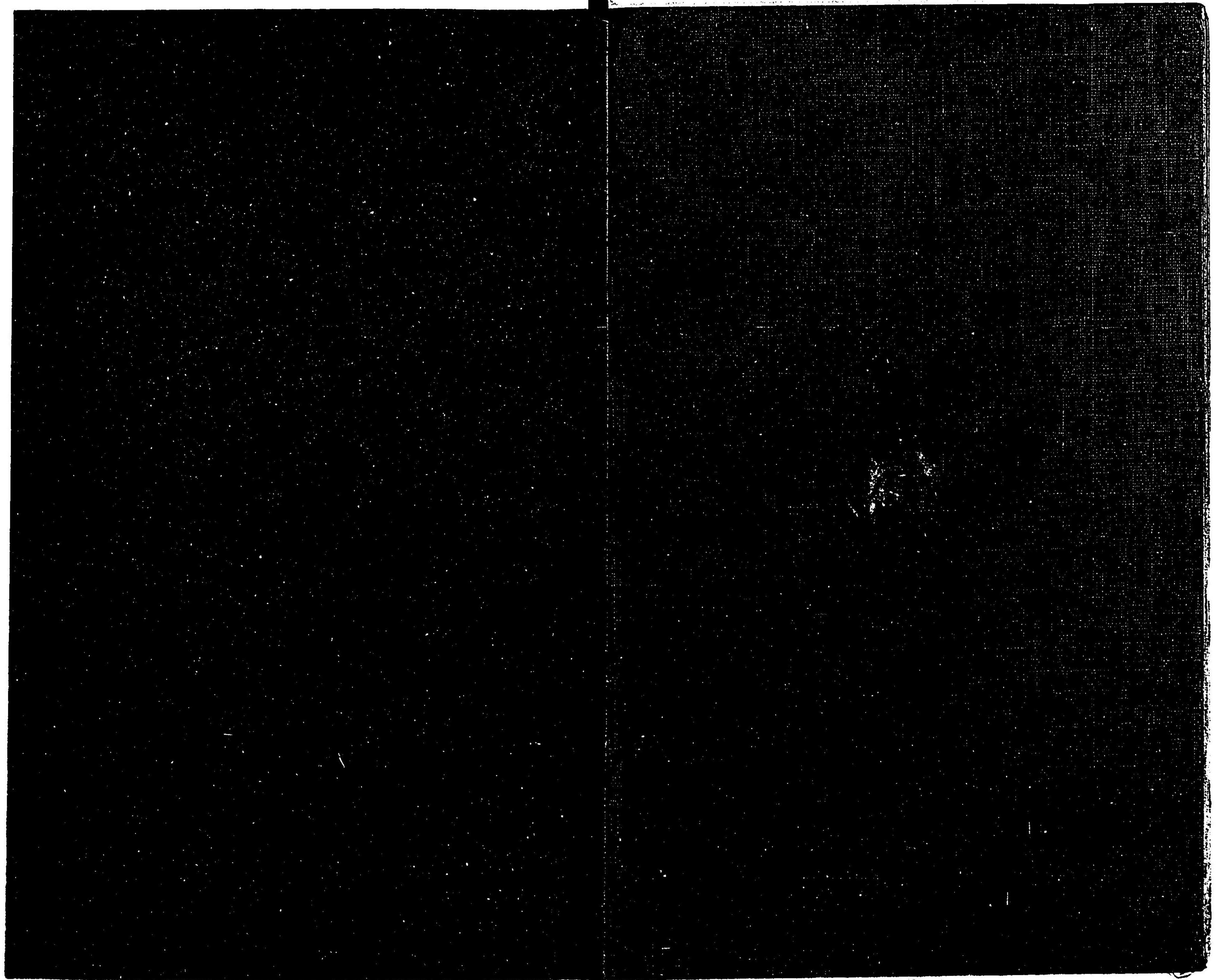
編輯兼發行者 涌島 万一

臺北城内西門街四十七番戶

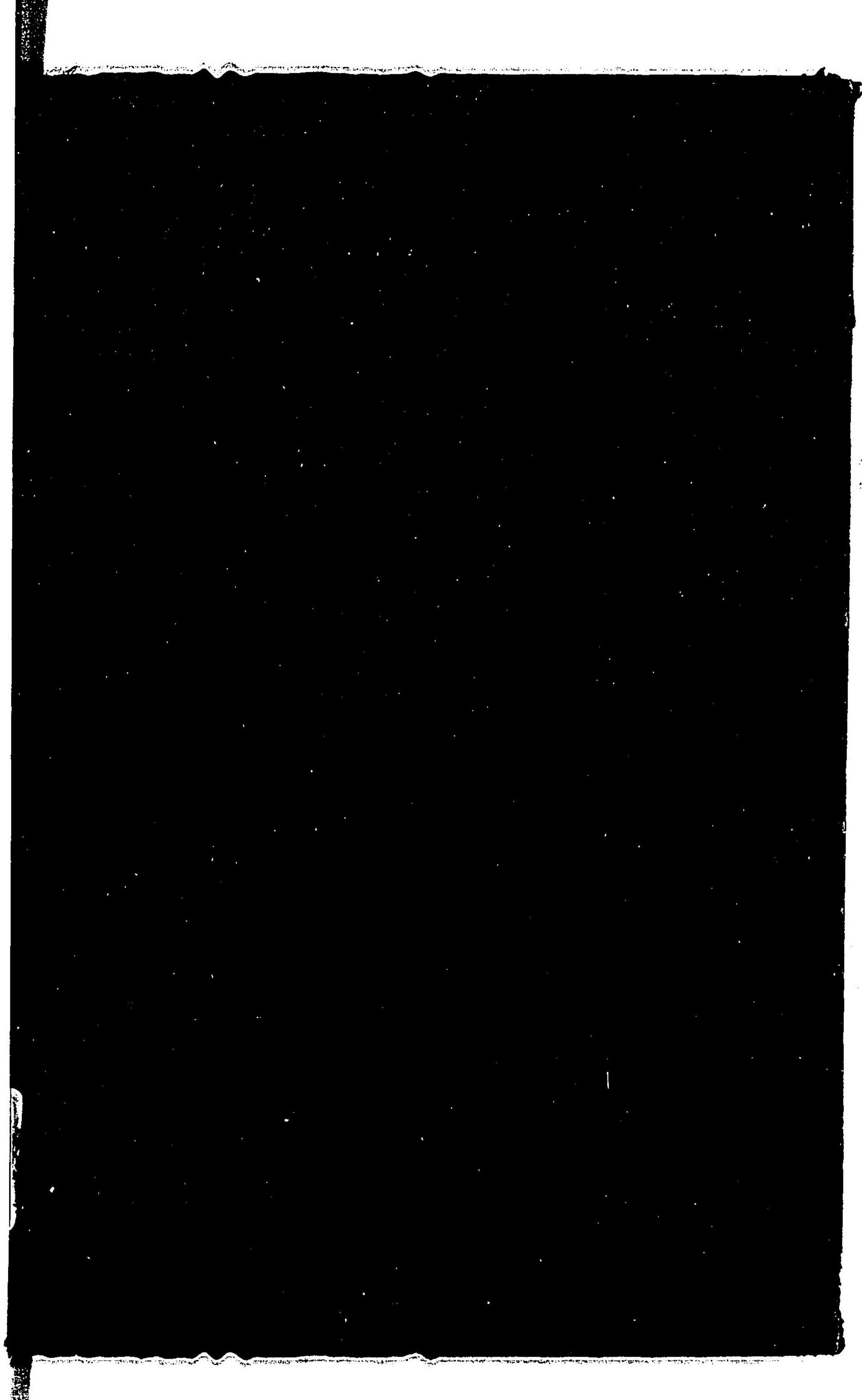
印刷所 株式臺灣日日新報社

344
51

142







344

5

026588-000-5

344-5

台湾一覽

涌島 万一 / 編

M45

ADD-0268



